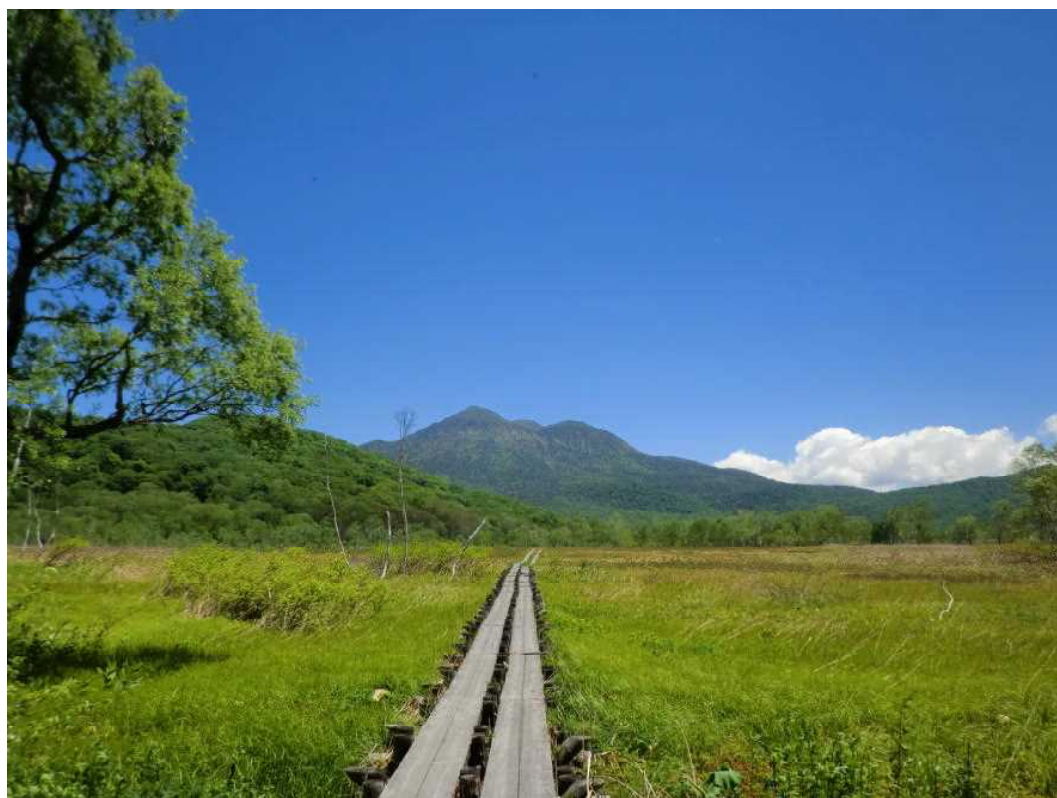


平成28年度

福島県小・中学校教育課程
研究協議会資料



福島県教育委員会

目 次

1	総 則	-----	1
2	各 教 科		
(1)	国 語	-----	1 9
(2)	社 会	-----	2 3
(3)	算 数、数 学	-----	2 7
(4)	理 科	-----	3 1
(5)	生 活	-----	3 5
(6)	音 楽	-----	3 7
(7)	図画工作、美術	-----	4 1
(8)	体育、保健体育	-----	4 5
(9)	家庭、技術・家庭	-----	4 9
(10)	外 国 語	-----	5 5
3	道 徳	-----	5 7
4	外 国 語 活 動	-----	5 9
5	総合的な学習の時間	-----	6 1
6	特 別 活 動	-----	6 3

総 則（小）

1 小学校学習指導要領の改訂の基本方針

教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行った。（※ 道徳教育については、平成27年3月の一部改正による。なお、改正小学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成30年4月1日から全面实施することとしている。）

(1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

- 変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。（平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」））

- 生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、児童の発達段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

- 教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

(2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

- 確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。
- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。
- 各教科等の学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等において言語に関する能力の育成を重視している。
- 学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。
- 以上のような観点から、国語、社会、算数及び理科の授業時数を増加するとともに、高学年に外国語活動を新設した。

(3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

- 豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。
- 道徳教育については、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うという基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」（道徳科）として新たに位置付けた。また、目標は、最終的には「道徳性」を養うことで

あることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした。道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して道徳教育を展開し、児童の発達の段階を踏まえ、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

- 体育については、児童が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切であることから、低・中学年において授業時数を増加し、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

2 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、小学校第5・6学年に「外国語活動」を新設することとした。このため、学校教育法施行規則第50条においては、従前は「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。」と規定していたが、今回の改正においては、これらに外国語活動を加えて編成することとした。
- ② 各学年の年間総授業時数については、従来よりも、第1学年にあつては年間68単位時間、第2学年にあつては70単位時間、第3学年から第6学年にあつては35単位時間増加することとした。また、各学年の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動ごとの授業時数については、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から、国語、算数、理科等の授業時数を増加する一方、総合的な学習の時間についてはその授業時数を縮減した。
- ③ 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）は、構造改革特別区域制度の一つとして、平成15年度から、内閣総理大臣の認定により、新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる仕組みとして開始された。今回の学校教育法施行規則の改正においては、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである（学校教育法施行規則第55条の2）。

なお、あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について、文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして、昭和51年度から開始されている「研究開発学校制度」（学校教育法施行規則第55条）は、引き続き継続し、その活用を図ることとしている。

(2) 「総則」の改善の要点

① 教育課程編成の一般方針

ア 今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

イ 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生

きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に注意しなければならないこととした。

ウ 体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

② 内容等の取扱いに関する共通的事項

第5・6学年に外国語活動を新設したことに伴い、関連する規定に外国語活動を追加した。

③ 授業時数等の取扱い【学校教育法施行規則第51条関係：別表第1】

年間授業週数については、35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。

これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

また、総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

④ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

ア 児童の言語活動の充実（第4の2の(1)）

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科等の指導に当たっては、児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

イ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4の2の(4)）

各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

ウ 障害のある児童の指導（第4の2の(7)）

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

エ 情報教育の充実（第4の2の(9)）

小学校における各教科等の指導に当たっては、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

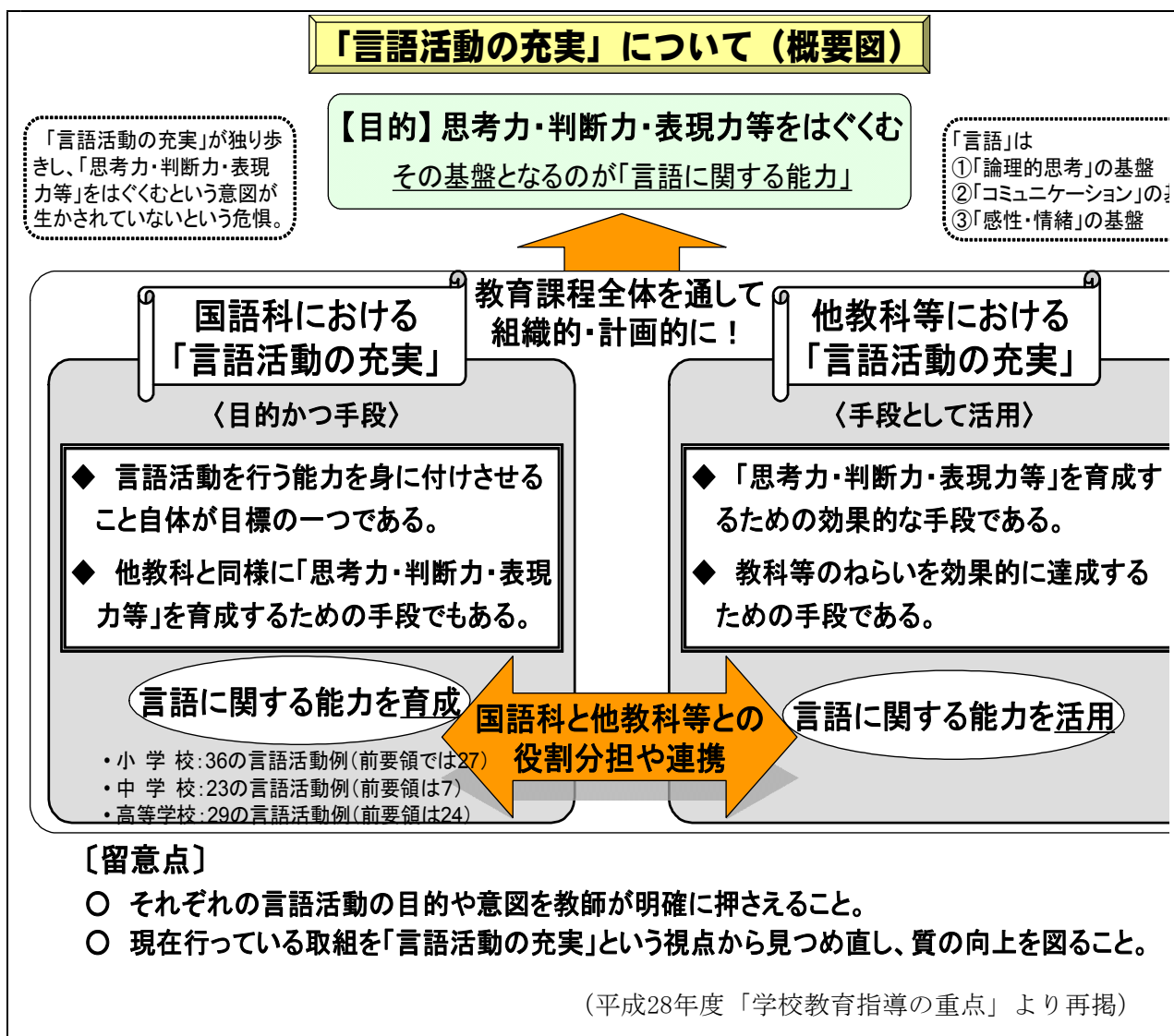
3 言語活動の充実について

(1) 言語活動の充実に向けて

「小学校学習指導要領解説 総則編」（以下「総則編」という。）には、「児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。」が示されている。これは、知識・技能を習得するのも、習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのも、すべて言語によって行われるものであり、学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけではなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心をはぐくむ上でも大切なものである。

「総則編」では、「言語に関する能力を育成する中核的な教科」を国語科であるとし、「それぞれの教科についても特質に応じて言語活動を充実」させるとしている。

県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等での「言語活動の充実」についての役割や関連について、下の概要図のようにまとめた。



なお、言語活動の充実に向けた指導の改善を進める際には、次の資料等も参考にしてほしい。

- 「言語活動の充実」実践事例集 福島県教育委員会作成
- 「言語活動の充実に関する指導事例集」【小学校版】文部科学省作成

(2) 言語活動の充実に関し、課題として挙げられること

- 指導のねらいと言語活動との関係がはっきりせず、当該教科等のねらいに応じてどのような力が付いたのか不明確な場合がある。

【要因として考えられること】

授業の中に言語活動を位置付けても、指導のねらいの実現に結び付かないといった状況が見られることがある。こうしたことの原因としては、指導目標の把握が不十分であることが挙げられる。

各教科の特質を押さえることで、学習指導要領の目標や内容をよりの確に把握することができるとともに、言語活動をどう位置付けるかについてもとらえやすくなる。

例えば、生活科は、体験活動と表現活動（言語活動）の相互作用が重要なポイントである。体験活動を質的に高めていくためには、単に体験だけを繰り返すのではなく、そこに言語活動を中心とする表現活動を位置付け、相互の関連を図ることがねらいの実現に有効に機能することになる。

- 時間がかかることや、指導のポイントがつかみにくいことなどから、言語活動の位置付けを躊躇してしまう場合がある。

【要因として考えられること】

ややもすると、教え込みに偏る授業スタイルから抜け出せず、言語活動を取り入れること自体を躊躇してしまう場合がある。

各教科等のねらいを確実に実現するためにこそ、言語活動を充実する必要があるのだということを確認する必要がある。

例えば、社会科は、具体的な事実や情報から、徐々に社会的事象の意味など、見えない抽象的なものを考えるようにしていく教科である。そこで「工夫」や「努力」、「協力」や「連携」といった、学習のまとめとして用いる言葉を、教師が与えてしまうのではなく、その言葉の背後にある事実を大切にしながら、子ども自身が具体的に確かめるように言語活動を展開することが大切である。

- 学習評価との関係をどうとらえるかが不明確なまま指導がなされる場合がある。

【要因として考えられること】

言語活動の特徴を生かした評価規準の設定や評価方法の工夫改善が必要である。

(3) 言語活動の充実を図る指導上の留意点

「小学校学習指導要領総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

- | |
|--|
| 2 (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が 学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。 |
|--|

今回の学習指導要領で新たに規定された。

4 学習評価について

(1) 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 児童の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

(2) 評価の観点の設定

① 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点の資質や能力の定着に関係する重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「**おおむね満足できる**」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や児童生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。(例：算数・数学の式やグラフに表すことなど)

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

② 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

(3) 目標に準拠した評価の着実な実施について

① 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

児童一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする（指導と評価の一体化）ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 児童の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。



② 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料（※2）や福島県版生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集（福島県教育委員会）（※3）を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、児童の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

児童が学習指導要領に示す目標を実現した状況を評価の観点別に具体的に示したもの。

③ 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）

各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

新学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨、学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成したもの。

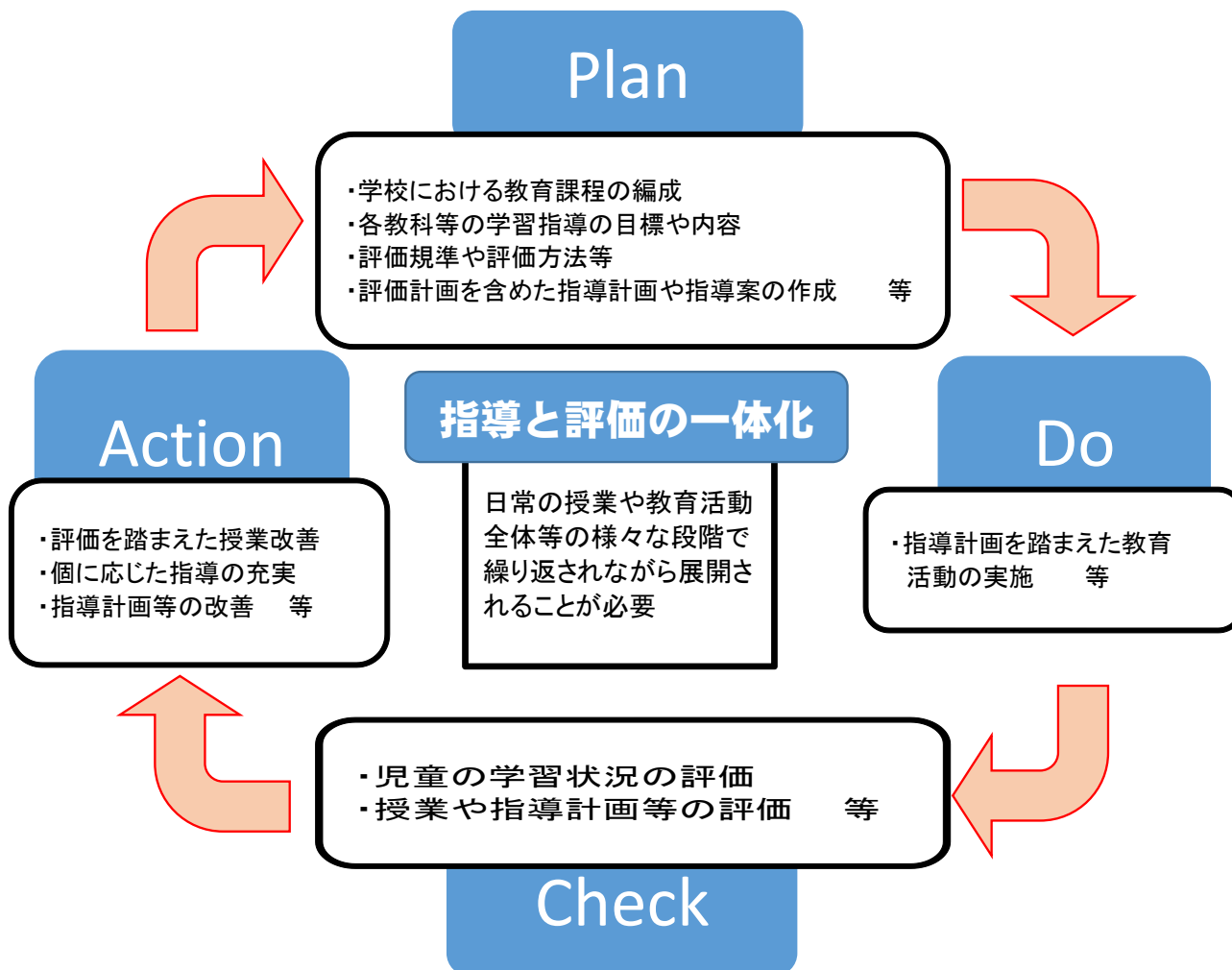
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「**評価規準に盛り込むべき事項**」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

(4) 学習評価を踏まえた教育活動の改善

① 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。その際、全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を活用したロングスパンのPDCAサイクルと、定着確認シート等を活用したショートスパンのPDCAサイクルの活用も図っていく。

② 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、指導要録等においてこれまで以上に反映できるようにするなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

(5) 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

① 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や児童の発達段階に応じて、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面

接などの様々な評価方法の中から、その場面における児童の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。これらの評価方法に加えて、児童による自己評価や児童同士の相互評価を工夫することも考えられる。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。児童の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

② 評価時期の工夫

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の児童の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められている。

「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

③ 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて子どもたちに身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

④ 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

○ 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校編）平成23年11月

○ 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校）平成23年11月

掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

(※3) 「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」（平成25年3月 福島県教育委員会）

掲載先：<http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/hyouka.pdf>

（福島県教育委員会ホームページの義務教育課のページ）

総 則（中）

1 中学校学習指導要領の改訂の基本方針

教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行った。（※ 道徳教育については、平成27年3月の一部改正による。なお、改正中学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成31年4月1日から全面实施することとしている。）

(1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

- 変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」である。（平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」））

- 生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、生徒の発達段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

- 教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

(2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

- 確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。

- 各教科等の学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。

- 学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

- 以上のような観点から、国語、社会、数学、理科及び外国語の授業時数を増加した。

(3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

- 豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

- 道徳教育については、道徳の時間を要（かなめ）として学校の教育活動全体を通じて行うという基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」（道徳科）として新たに位置付けた。また、目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした。道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して道徳教育を展開し、生徒の発達の段階を踏まえ、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

- 体育については、3学年を通じて保健体育の授業時数を増加し、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康

の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

2 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

- ① 今回の改正においては、選択教科について、必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、学校教育法施行規則第73条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。このため、今回、同規則第72条を改正し、中学校の教育課程は「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動」と改正した。その上で、選択教科の授業時数は同条及び同表に規定する標準授業時数の枠外とした。
- ② 各学年の年間総授業時数については、従来よりも、第1学年から第3学年を通じ年間35単位時間増加することとした。また、各学年の各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動ごとの授業時数については、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から、国語、社会、数学、理科、外国語等の授業時数を増加する一方、総合的な学習の時間についてはその授業時数を縮減するとともに、選択教科については標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。
- ③ 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）は、構造改革特別区域制度の一つとして、平成15年度から、内閣総理大臣の認定により、新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる仕組みとして開始された。今回の学校教育法施行規則の改正においては、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである（学校教育法施行規則第55条の2。同規則第79条で中学校に準用）。
なお、あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について、文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして、昭和51年度から開始されている「研究開発学校制度」（学校教育法施行規則第55条。同規則第79条で中学校に準用）は、引き続き継続し、その活用を図ることとしている。

(2) 「総則」の改善の要点

① 教育課程編成の一般方針

- ア 今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。
- イ 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心もち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に注意しなければならないこととした。

ウ 体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

② 内容等の取扱いに関する共通的事項

選択教科については、必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、学校教育法施行規則第73条及び別表第2で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。

③ 授業時数等の取扱い【学校教育法施行規則第73条関係：別表第2】

年間授業週数については、35週以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。さらに、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である中学校については、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を置いた。

これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

また、総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

④ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

ア 生徒の言語活動の充実（第4の2の(1)）

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

イ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4の2の(6)）

各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

ウ 障害のある生徒の指導（第4の2の(8)）

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

エ 情報教育の充実（第4の2の(10)）

中学校における各教科等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

オ 部活動の意義と留意点（第4の2の(13)）

教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

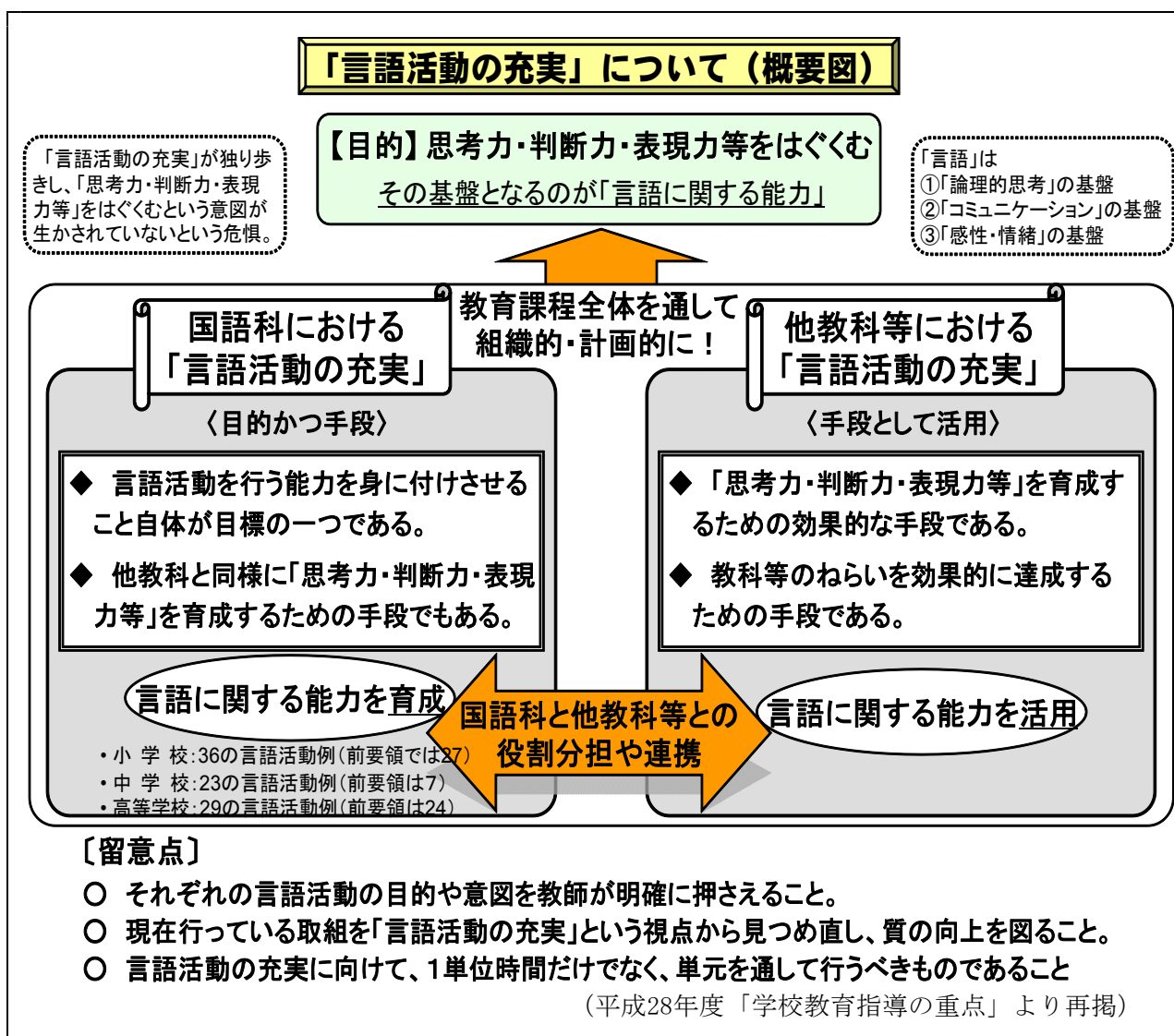
3 言語活動の充実について

(1) 言語活動の充実に向けて

「中学校学習指導要領解説 総則編」（以下「総則編」という。）には、「生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。」が示されている。これは、知識・技能を習得するのも、習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのも、すべて言語によって行われるものであり、学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけではなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心をはぐくむ上でも大切なものである。

「総則編」では、「言語に関する能力を育成する中核的な教科」を国語科であるとし、「それぞれの教科についても特質に応じて言語活動を充実」させるとしている。

県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等での「言語活動の充実」についての役割や関連について、下の概要図のようにまとめた。



なお、言語活動の充実に向けた指導の改善を進める際には、次の資料等も参考にしてほしい。

(2) 言語活動の充実に関し、課題として挙げられること

- 指導のねらいと言語活動との関係がはっきりせず、当該教科等のねらいに応じてどのような力が付いたのか不明確な場合がある。

【要因として考えられること】

授業の中に言語活動を位置付けても、指導のねらいの実現に結び付かないといった状況が見られることがある。こうしたことの原因としては、指導目標の把握が不十分であることが挙げられる。

各教科の特質を押さえることで、学習指導要領の目標や内容をよりの確に把握することができるとともに、言語活動をどう位置付けるかについてもとらえやすくなる。

- 時間がかかることや、指導のポイントがつかみにくいことなどから、言語活動の位置付けを躊躇してしまう場合がある。

【要因として考えられること】

ややもすると、教え込みに偏る授業スタイルから抜け出せず、言語活動を取り入れること自体を躊躇してしまう場合がある。

各教科等のねらいを確実に実現するためにこそ、言語活動を充実する必要があるのだということを確認する必要がある。

例えば、社会科は、具体的な事実や情報から、徐々に社会的事象の意味など、見えない抽象的なものを考えるようにしていく教科である。そこで「工夫」や「努力」、「協力」や「連携」といった、学習のまとめとして用いる言葉を、教師が与えてしまうのではなく、その言葉の背後にある事実を大切にしながら、子ども自身が具体的につかめるように言語活動を展開することが大切である。

- 学習評価との関係をどうとらえるかが不明確なまま指導がなされる場合がある。

【要因として考えられること】

言語活動の特徴を生かした評価規準の設定や評価方法の工夫改善が必要である。

(3) 言語活動の充実を図る指導上の留意点

「中学校学習指導要領総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

- 2 (6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が**学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。**

今回の学習指導要領で新たに規定された。

4 学習評価について

(1) 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

(2) 評価の観点の設定

① 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点の資質や能力の定着に関係する重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「**おおむね満足できる**」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。(例：算数・数学の式やグラフに表すことなど)

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

② 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

(3) 目標に準拠した評価の着実な実施について

① 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

生徒一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする（指導と評価の一体化）ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 生徒の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。



② 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料（※2）や福島県版生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集（福島県教育委員会）（※3）を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、生徒の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

生徒が学習指導要領に示す目標を実現した状況を評価の観点別に具体的に示したもの。

③ 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）

各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

新学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨、学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成したもの。

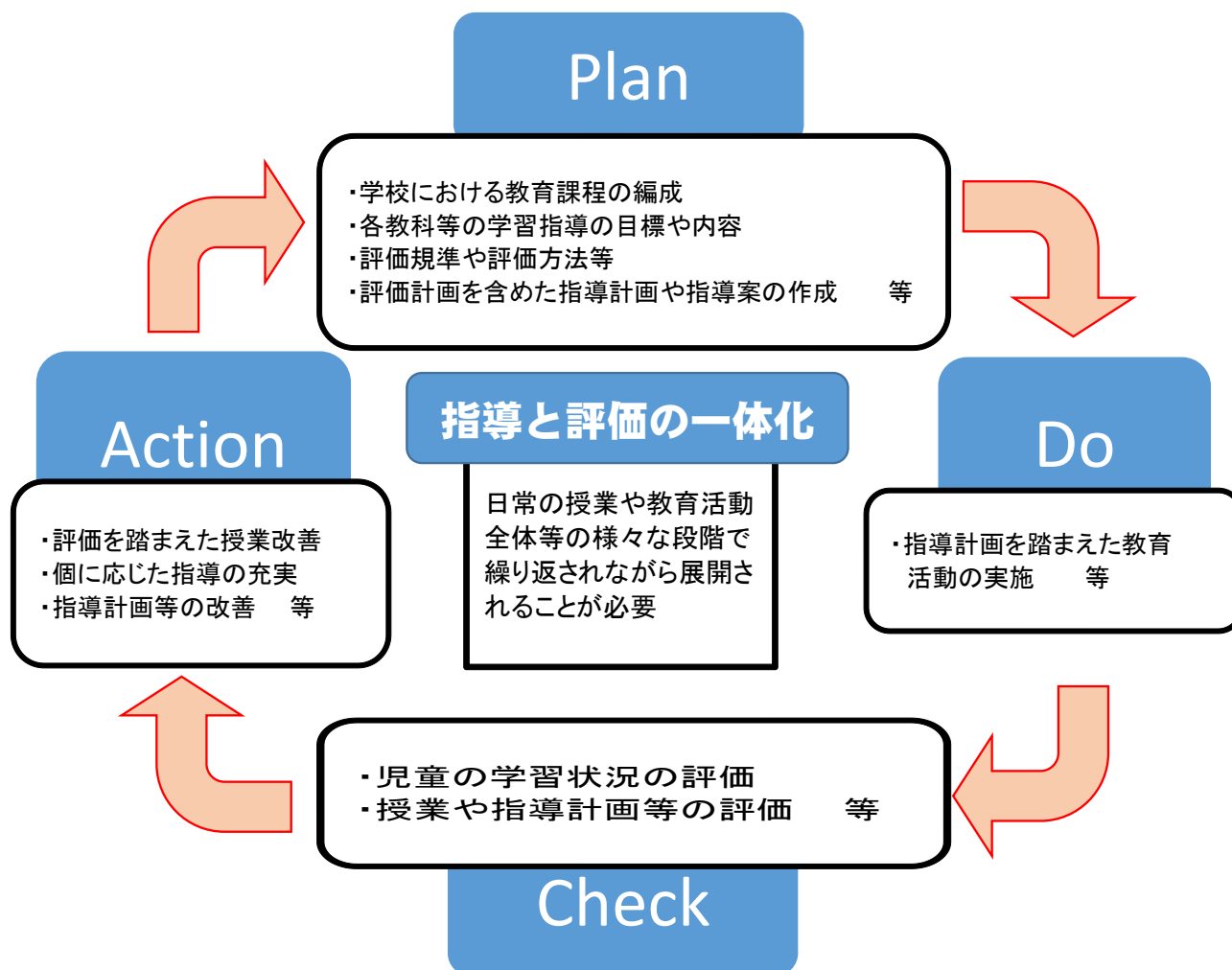
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「**評価規準に盛り込むべき事項**」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

(4) 学習評価を踏まえた教育活動の改善

① 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。その際、全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を活用したロングスパンのPDCAサイクルと、定着確認シート等を活用したショートスパンのPDCAサイクルの活用も図っていく。

② 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、指導要録等においてこれまで以上に反映できるようにするなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

(5) 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

① 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や児童生徒の発達段階に応じて、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習の状況を的確に評価できる方

法を選択していくことが必要である。これらの評価方法に加えて、児童生徒による自己評価や生徒同士の相互評価を工夫することも考えられる。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

② 評価時期の工夫

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められている。

「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

③ 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて子どもたちに身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

④ 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

- 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校編）平成23年11月
- 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校）平成23年11月
掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

(※3) 「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」（平成25年3月 福島県教育委員会）

掲載先：<http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/hyouka.pdf>

（福島県教育委員会ホームページの義務教育課のページ）

国 語 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

2 国語科改訂の趣旨

- (1) 国語科については、小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、**実生活で生きてはたらし、各教科等の学習の基本となる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝える能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。**
- (2) 子どもたちの発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校段階・学年段階ごとに、**具体的に身に付けるべき能力の育成を目指し、重点的な指導が行われるようにする。**その際、小学校においては日常生活に必要な国語の能力の基礎を確実に育成するようにする。
- (3) 古典の指導については、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。漢字の指導については、**確実な習得が図れるよう、指導を充実する。**書写の指導については、**実生活や学習場面に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図る。**言葉のきまりの指導については、**系統的に指導するとともに、実際に文章を書いたり読んだりするときなどに役立つよう、指導の改善を図る。**読書の指導については、**読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を内容に位置付ける。**

3 改訂の要点

- (1) 内容の構成の改善
 - ・ 内容については、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改められた。
- (2) 学習過程の明確化
 - ・ 自ら学び、課題を解決する能力の育成を重視し、指導事項については学習過程が明確化された。
- (3) 言語活動の充実
 - ・ 各領域においては、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう、内容の(2)に日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動が具体的に例示された。
- (4) 学習の系統性の重視
 - ・ 国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、能力の定着を図ることを基本としていることを踏まえ、重点を置くべき指導内容が明確にされ、その系統化が図られた。
- (5) 伝統的な言語文化に関する指導の重視
 - ・ 伝統的な言語文化について、小学校から取り上げて親しむようにするとともに、我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいくことができるように内容が構成された。
- (6) 読書活動の充実
 - ・ 読書の指導については、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善が図られた。
- (7) 文字指導の内容の改善
 - ・ 漢字の読み指導では、上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなどして児童が読む機会を多くもつようにする。書きの指導では、当該学年においても漸次書き、文や文章の中で使うようにしている。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 3領域1事項全体を一覧できる年間指導計画の作成

【第5学年及び第6学年の例】

月	時間	指導目標	単元・学習材	主な学習活動	A話すこと・聞くこと			B書くこと			C読むこと			伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項			
					指導事項		言語活動例	指導事項		言語活動例	指導事項		言語活動例	ア	イ	ウ	
					ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	ア 話しこと①	ウ 聞くこと②	
4	2													
4	8													

ポイント2 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 1 年間指導計画の見通しのもと、重点的に取り上げる指導事項を確定する。(指導事項の明確化)
- 2 指導目標を達成するための最適な言語活動を位置付ける。
- 3 指導過程を構築する。(学習過程の明確化)
- 4 評価規準を設定する。

ポイント3 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実

- 学校図書館等で関連図書を探す教材研究
- 学校司書等や公立図書館、読書活動ボランティアとの連携

5 言語活動の充実について

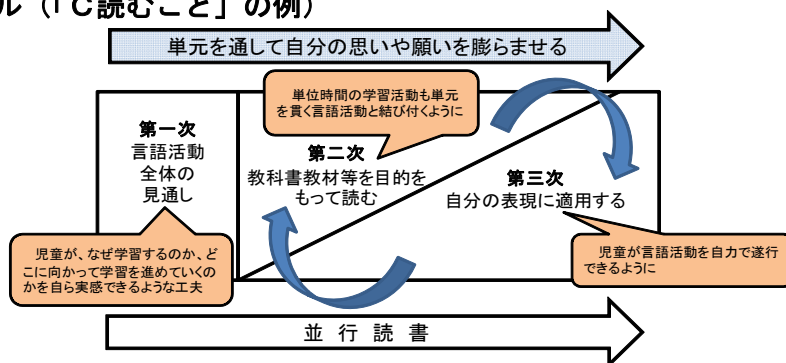
(1) 単元に合った言語活動の設定の理由

- ① 単元の指導目標の確実な実現
- ② 主体的な思考や判断を伴う学びの実現
- ③ 学習活動の精選
- ④ 各教科等の学習とも呼応する、課題解決的な過程の実現

(2) 単元に合った言語活動の特徴分析

- 「小学校学習指導要領解説 国語編」による言語活動例の分析
- 言語活動を実際に行うための教材研究による分析

(3) 典型的なモデル（「C読むこと」の例）



6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

① 単元の評価の観点設定について

国語への 関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての 知識・理解・技能
基本的にどの単元でも設定	年間指導計画の見通しの下、当該単元で重点的に指導するものを精選して設定 ☆目標・学習活動・指導・評価の一貫性を図る。			基本的にどの単元でも設定 ☆各領域の学習を通して指導する。

- ② 「評価規準の設定例」の活用（「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」
「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」）

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 言語活動を通して評価を行い、評価を指導の改善に生かす視点を重視する。
- ② 言語活動の特徴を生かして評価規準を設定するとともに、評価方法の工夫改善をする。
- ③ 指導の重点を明確にして指導し、記録に残す評価を意図的・計画的に蓄積する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 各学年の指導の内容は、児童の6年間の発達の段階を踏まえて2学年ずつまとめて示してある。児童の言語能力が螺旋的に高まるよう、それぞれの学年の学習指導を孤立させず、前後の学年段階を考慮して弾力的に指導することができるように指導計画を立てること。
- 3領域1事項について相互に密接に関連付けて指導するとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。
- 各学年の内容の指導については、各領域の年間時数を適切に確保すること。
- 学習・情報センター、読書センターとしての機能を備えた学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること。特に、「C読むこと」の指導については、読書意欲を高め、日常生活や他教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

8 教科に係る事業等

- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業

国 語 (中)

1 学習指導要領 教科の目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

2 国語科改訂の趣旨

- (1) 国語科については、小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、**実生活で生きてはたらし、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。特に、言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。**
- (2) 子どもたちの発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し、学校段階・学年段階ごとに、具体的に身に付けるべき能力の育成を目指し、重点的な指導が行われるようにする。その際、中学校においては社会生活に必要な国語の能力の基礎を確実に育成するようにする。
- (3) 古典の指導については、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。書写の指導については、実生活や学習場面に役立つよう、内容や指導の在り方の改善を図る。読書の指導については、読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を内容に位置付ける。

3 改訂の要点

- (1) 内容の構成の改善
 - ・ 内容については、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改められた。また、目標と内容が学年ごと示された。
- (2) 学習過程の明確化
 - ・ 自ら学び、課題を解決する能力の育成を重視し、指導事項については学習過程が明確化された。
- (3) 言語活動の充実
 - ・ 各領域においては、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう、内容の(2)に社会生活に必要とされる発表、案内、報告、編集、鑑賞、批評などの言語活動が具体的に例示された。
- (4) 学習の系統性の重視
 - ・ 国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返し学習し、能力の定着を図ることを基本としていることを踏まえ、重点を置くべき指導内容が明確にされ、その系統化が図られた。
- (5) 伝統的な言語文化に関する指導の重視
 - ・ 伝統的な言語文化に親しむとともに、我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいくことができるように内容が構成された。
- (6) 読書活動の充実
 - ・ 読書の指導については、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善が図られた。
- (7) 漢字指導の内容の改善
 - ・ 漢字の指導については、学年別漢字配当表に示されている漢字を第2学年までに文や文章の中で使い、第3学年で使い慣れるよう指導を充実する。
- (8) 書写指導の改善
 - ・ 書写の指導については、文字文化に親しみ、社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方が改善されるとともに、身の回りの文字に関心をもち文字を効果的に書くように指導することを求めている。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 3領域1事項全体を一覧できる年間指導計画の作成

【第3学年の例】

月	時間	指導目標	単元・学習材	主な学習活動	A話すこと・聞くこと		B書くこと		C読むこと		伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項				
					指導事項	言語活動例	指導事項	言語活動例	指導事項	言語活動例	ア	イ	ウ		
					ア 話し言葉を聴き、話すこと① イ 話し言葉を聴き、話すこと② ウ 聞くこと エ 話し合いなど	ア 話し言葉を聴き、話すこと① イ 話し言葉を聴き、話すこと② ウ 聞くこと エ 話し合いなど	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書	ア 漢字の書き取り イ 記述 ウ 編集 エ 文書
4	2											
4	8											

ポイント2 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 1 年間指導計画の見通しのもと、重点的に取り上げる指導事項を確定する。(指導事項の明確化)
- 2 指導目標を達成するための最適な言語活動を位置付ける。
- 3 指導過程を構築する。(学習過程の明確化)
- 4 評価規準を設定する。

ポイント3 学校図書館の計画的な利用と読書活動の充実

- 学校図書館等で関連図書を探す教材研究
- 学校司書等や公立図書館、読書活動ボランティアとの連携

5 言語活動の充実について

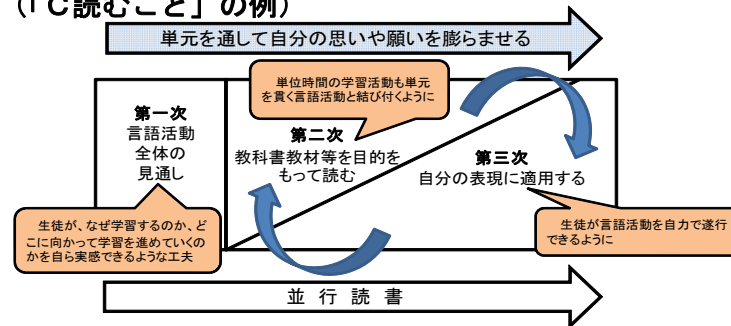
(1) 単元に合った言語活動の設定の理由

- ① 単元の指導目標の確実な実現
- ② 主体的な思考や判断を伴う学びの実現
- ③ 学習活動の精選
- ④ 各教科等の学習とも呼応する、課題解決的な過程の実現

(2) 単元に合った言語活動の特徴分析

- 「中学校学習指導要領解説 国語編」による言語活動例の分析
- 言語活動を実際に行うための教材研究による分析

(3) 典型的なモデル（「C読むこと」の例）



6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

① 単元の評価の観点設定について

国語への 関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての 知識・理解・技能
基本的にどの単元でも設定	年間指導計画の見通しの下、当該単元で重点的に指導するものを精選して設定 ☆目標・学習活動・指導・評価の一貫性を図る。			基本的にどの単元でも設定 ☆各領域の学習を通して指導する。

- ② 「評価規準の設定例」の活用（「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」
「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」）

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 言語活動を通して評価を行い、評価を指導の改善に生かす視点を重視する。
- ② 言語活動の特徴を生かして評価規準を設定するとともに、評価方法の工夫改善をする。
- ③ 指導の重点を明確にして指導し、記録に残す評価を意図的・計画的に蓄積する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 各学年の内容の指導については、各領域の年間時数を適切に確保するとともに、必要に応じて当該学年の前後の学年で取り上げるなど、弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう指導計画を立てること。また、3年間を見通したものとすること。
- ※ 書写の指導に配当する時数は、第1学年及び第2学年では年間20時間程度、第3学年では年間10時間程度となっている。計画段階において、第1学年及び第2学年では年間20時間、第3学年では10時間を下回らないように配当すること。
- ※ 常用漢字表の改訂に伴い、平成24年度より一部改正された学習指導要領に沿って漢字の指導が行われている。【第1学年及び第2学年の漢字の「読み」に関すること。】
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1299787.htm)
- 学習・情報センター、読書センターとしての機能を備えた学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること。

8 教科に関係する事業等

- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業

社 会（小）

1 学習指導要領 教科の目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

2 社会科改訂の趣旨

- (1) 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- (2) 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- (3) 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

3 改訂の要点

- (1) 学習内容の改善・充実
 - ① 第3学年及び第4学年
 - ・ 「節水、節電などの資源の有効な利用についても扱うこと」を加えた。
 - ・ 「関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること」を加えた。
 - ・ 「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」を加えた。
 - ・ 「47都道府県の名称と位置」を加えた。
 - ② 第5学年
 - ・ 「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置」を加え、これまでの「国土の位置」を「我が国の位置と領土」と改めた。
 - ・ 「自然災害の防止」を加えた。
 - ・ これまでの「これらの産業に従事している人々の工夫や努力」を「情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」と改めた。
 - ③ 第6学年
 - ・ 「狩猟・採集」を加え、「狩猟・採集や農耕の生活」と改めた。
 - ・ 「例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」を加えた。
 - ・ 「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」を加えた。
 - ・ 「身近な公共施設の建設、地域の開発、災害復旧の取組などの中から選択して取り上げ」という内容の取扱いを「社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ」と改めた。
- (2) 言語力の育成・活用の重視
 - ① 各学年の目標に「考えたことを表現する力」の育成を新たに規定。
 - ② 観察や調査・見学、表現活動の充実について、引き続き規定。

4 授業改善のポイントについて 問題解決的な学習の一層の充実

- (1) 「つかむ」段階では
 - ① 社会的事象にどう出あわせるかが大切である。
「身近なもの」＝問いをうまく使って子どもたちにとって事象を身近なものにさせること。
 - ② 情報を的確に読み取ることが大切である。
 - ③ 子どもの気付きや疑問から学習問題を見だし、解決の見通しをもたせることが子どもの主体的な学習につながる。
- (2) 「調べる」段階では
 - ① 資料を読み取り、複数の資料を比較したり関連づけたりし、社会的事象の特徴、働き、役割、因果関係、条件などを考え表現することを積極的にさせたい。
 - ② 必要な情報の追加と思考の焦点化が大切である。
 - ③ 調べたことや分かったことや考えたこと等を事実・根拠を基にして結論に向けた理由付けを行う場面等（グループ活動でも）をつくるのが大切である。
- (3) 「まとめる」段階では
 - 見えるものを手がかりに、見えないものをとらえる（解釈する）ことができたかを振り返らせるのが大切である。

5 言語活動の充実について

「言語活動」の課題と改善策

- (1) 内容が拡散する話し合い活動が見られる。
問いが不明確なため、視点が増えてしまい、焦点化を図ることができないこともあるので、目標の明確化、学習指導要領の読み込みが大切である。
- (2) 話形に依存した話し合い活動が見られる。
話形を整えることは、根拠を明らかにする指導としてスタート段階としてはよい。しかし、自由なスタイルで話し合いができるようになることが大切である。(自然に隣の友だちと話し合う。意見を述べ合う。)
- (3) 言語活動の目的化が見られる。(言語活動は思考力等の育成のため)
社会科において言語活動の充実を図ることは大切であるが、そのこと自体が目的ではない。言語活動を活発にさせ、効果的に社会科のねらいを達成することが大切である。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 学習指導要領の目標と内容及び児童の実態等を踏まえて、単元の目標を設定する。
- ② 単元の目標に準拠して評価するために観点別に評価規準を設定する。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」を参照することが考えられる。)
- ③ 評価規準を「指導と評価の計画」に位置付ける。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参考にすることが考えられる。)

学習指導要領の内容の記述

A (社会的事象) について、次のこと (ア、イ、ウ…) を B (学習の仕方) して調べ、
C (社会的事象の意味、特色、相互の関連など) を考えるようにする。

※ 次のこと → (ア 調べる対象) (イ 調べる対象) (ウ 調べる対象) …

評価規準設定の基本形

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	観察・資料活用の 技能	社会的事象について の知識・理解
<ul style="list-style-type: none"> ・ A に関心をもち、それを意欲的に調べている。 ・ よりよい社会を考えようとしている。 ※ 各学年の態度に関する目標を踏まえた具体的な姿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A について、学習問題や予想、学習計画を考え表現している。 ・ ○と○とを (比較、関連付け、総合など) して C を考え適切に表現している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B して、A について必要な情報を集め、読み取っている。 ・ 調べたことを (絵地図・白地図、図表、レポートなど) にまとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア、イ、ウ…) を理解している。 ・ C を理解している。

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 効果的・効率的な評価のための工夫
 - ・ 指導と評価の計画を作成する際、教材や学習活動に応じて児童の反応が顕著にかつその児童からも得られる場面を見出し、計画に明示する。
 - ・ 単元 (学習指導要領の内容のまとめ) を踏まえた評価を行い、いくつかの小単元を通してバランスよく評価場面を設定する。
- ② 児童一人一人の学習状況を把握し、指導に生かすための工夫
 - ・ 設定した評価場面において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態 (複数) であるかを具体的に想定しておき、学習状況に応じた指導の改善を行う。
 - ・ 次の授業計画の修正や資料準備などに生かす。
- ③ 評価した結果を記録に残すための工夫
 - ・ 見学カード、ノート、白地図、イラストマップ、説明文等の記述内容を評価資料として収集する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 児童の既習事項や興味・関心等を踏まえ、4年間を見通した年間指導計画を作成し、じっくりと学習に取り組むことができるよう配慮する。
- 地域の施設等を活用したり、地域の歴史や産業に関するような地域に根ざした体験を取り入れた年間指導計画を作成し、児童が主体的に地域を理解し、地域社会の一員としての自覚をもつなど**主権者意識**を育めるよう配慮する。
- 4年間を見通した評価計画を作成する。

8 教科に関係する事業等

- うつくしま電子事典 「人物編」「文化・伝統編」「自然編」

社 会 (中)

1 学習指導要領 教科の目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

2 社会科改訂の趣旨

- (1) 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校、及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- (2) 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を解説すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- (3) 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。
以上のような改善の基本方針を受け、中学校社会科の改訂に当たっての基本的な方針は次の3つである。

- ① 基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得
- ② 言語活動の充実
- ③ 社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習の充実

3 改訂の要点

- (1) 学習内容の改善・充実

- ① 構成の見直し
 - ・ 分野別配当時数を、地理的分野120単位時間(15単位時間増)、歴史的分野130単位時間(25単位時間増)、公民的分野100単位時間(15単位時間増)とする。
- ② 地理的分野
 - ・ 世界の諸地域の地域的特色を主題を設けて理解させる学習(旧学習指導要領は2～3カ国の調査学習)
 - ・ 日本の諸地域の地域的特色を動態地誌的な手法で学習(旧学習指導要領は2～3県の調査学習)
- ③ 歴史的分野
 - ・ 個別の歴史的事象の学習を通して、歴史の大きな流れを理解させるよう内容を構造化(すべての中項目で共通に「○○、○○などを通して、AがBであったことを理解させる」という表現を用いた。)
 - ・ 近現代の項目を二つに分割して充実
 - ・ 宗教のおこり、かな文字の成立、冷戦の終結
 - ・ 藩校や寺子屋、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機など
- ④ 公民的分野
 - ・ 現代社会における文化の意義や影響
 - ・ 対立と合意、効率と公正などの基本的な概念・考え方、個人の尊厳と両性の本質的平等や契約の重要性
 - ・ 裁判員制度
 - ・ 国際社会における文化や宗教の多様性
 - ・ 法や金融などに関する学習の充実
- ⑤ 中学校学習指導要領解説の一部改訂
 - ・ 我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため改訂を行った。

- (2) 言語力の育成・活用の重視

- ・ 地図や資料の読み取り、解釈、論述、意見交換などの学習活動の重視
- ・ 持続可能な社会の形成という観点から課題探究

4 授業改善のポイントについて

- (1) 学習意欲が持続する、魅力ある単元にするために・・・。

- | | | | | |
|--------------|---|--------------------------|---|-----------|
| ① 指導要領を読み込む | ⇒ | ・ 学校や地域の実態に応じた教材の工夫、事例選択 | ⇒ | 主体的な学習を促す |
| ② 指導内容を構造化する | | ・ 作業的、体験的な活動の工夫 など | | 魅力ある単元づくり |

- (2) 授業展開上の課題と留意点

*地理(世界地誌):「大観させる」→各州の自然、産業、生活・文化、歴史的背景などを概観
⇒世界地理の内容の充実
⇒基礎的・基本的な知識を身につけさせる。

「地域区分する」→アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、オセアニア

が基本 ⇒細分、結合も可能だが、網羅的にしない。
 ⇒配当時間を固定的に考えない。
 ⇒「世界の諸地域」の学習については履修順を工夫して行う。

「主題設定する」→・諸条件を勘案して教師の手により設定
 ・生活の様子を的確に把握できる事象を基に設定
 ・日本地誌を深める上での効果的な観点から設定
 ・州ごとに異なる課題を設定

- *歴史：「理解」→「分かりながら身に付けること（よく納得して身に付けた内容）」「自分の言葉で表現できる」
 「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習の一層の重視 →学習内容の構造化と焦点化
- *公民：「課題の探究を通して主体的に社会の形成に参画する態度を養うことの重視」
 「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習の重視」
 「主権者教育等の充実」→適切かつ十分な授業時間の配当

5 言語活動の充実について

(1) 言語活動の充実を図る場面の設定（言語活動→思考力等育成→課題解決）

問題解決的な学習のパターン例

価値ある課題を見付ける→予想する→予想をもとに調べる（資料）
 →わかったことを自分の言葉でまとめる→課題について意見交流する
 →課題をふりかえる

学び方、調べ方を身に付ける
 見方、考え方を身に付ける
 表現力を磨く

(2) 言語活動の充実を図る学習活動

- *地理：資料を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりする学習活動
- *歴史：時代を大観し表現する学習活動、事象を考察・判断しその成果を自分の言葉で表現するなどの学習活動
- *公民：社会的事象について考えたことを説明したり、自分の考えをまとめて論述したり、議論などを通して考えを深めたりするなどの学習活動

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

国立教育政策研究所教育課程研究センターが示している社会科の「評価規準の設定例」は、学習指導要領の内容のまとまり（地理的分野と公民的分野はア、イ・・・の各中項目、歴史的分野は（1）、（2）・・・の各大項目）を原則的に単元のまとまりとして捉え、単元の評価規準を設定する際の参考となるように作成している。
 この「評価規準の設定例」を活用して評価規準を作成する場合は、学習指導要領を踏まえて「評価規準に盛り込むべき事項」が作成されている点、「評価規準の設定例」は、さらにそれを具体化している点に留意する。（参考「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」）

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 「社会的事象への関心・意欲・態度」の評価
 この観点については、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で、「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫が重視されている。これを踏まえて、この観点の評価の時期を適切に設定する必要がある。
- ② 「社会的な思考・判断・表現」の評価
 この観点については、単に文章や図表に整理するという表面的な現象の評価でないことに留意する必要がある。事象間の因果関係等について思考・判断した結果やその経過を、文章記述や発言、意見交換などの言語活動を中心とした表現と一体的に評価するものである。
- ③ 「資料活用の技能」の評価
 この観点については、基本的に従前の「技能・表現」で評価していた内容を引き継ぐものである点に留意する必要がある。様々な資料の収集をはじめ、資料から有用な情報を適切に選択すること、資料が示す内容やその意味を読み取ること、そして図表や文章にまとめることなどが含まれる。
- ④ 「社会的事象についての知識・理解」の評価
 この観点については、従前と同様、習得すべき知識や重要な概念を生徒が理解して身に付けているかどうか評価する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 地理的分野では、日本の諸地域において、7つの考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる動態地誌を取り入れているため、その趣旨を踏まえるとともに、大項目の配当時間が一部に偏らないようにする、履修順を工夫するなどの配慮を行い、適切な年間指導計画を作成する。
- 歴史的分野では、我が国の歴史の大きな流れをつかませることができるよう、年間指導計画を改善するとともに、各学校の地域に残る歴史的な地域素材を活用した特色ある教材により、生徒に歴史的事象の追究の仕方を具体的に学ばせるような指導計画の工夫を行う。
- 公民的分野では、3分野を関連付けて扱う項目について、その導入の趣旨を十分に踏まえ、よりよい年間指導計画に改善していく。

8 教科に係る事業等

- うつくしま電子事典 「人物編」「文化・伝統編」「自然編」

算 数 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

2 算数教科改訂の趣旨

- (1) 算数的活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めるようにする。
- (2) 領域構成については、「数と計算」、「量と測定」、「図形」及び「数量関係」とする。その際、言葉や数、式、図、表、グラフなどを用い、思考力・表現力等を育成するため、低学年から「数量関係」の領域を設けるようにする。
- (3) 数量や図形についての知識・技能の確実な定着や、数学的な思考力・表現力等の育成を図るため算数としての系統性を重視しつつ、学年間で指導内容の一部を重複させる。それによって、指導内容をなだらかに発展させたり、学び直しの機会を設けたりするなど、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。

3 改訂の要点

- (1) 学習内容の改善・充実

① 「数と計算」の領域

「数と計算」の領域では、整数、小数、分数の意味と表し方を理解すること、数についての感覚を豊かにすること、言葉や数等による表現力を育てることを重視する。また、**計算の意味を理解すること、計算の仕方を考えること、計算に習熟し活用することの三者をしっかりと指導**することを一層重視する。

特に、「計算の意味」の指導を適切に行う。

② 「量と測定」の領域

「量と測定」の領域では、様々な量の単位と測定について理解すること、量の大きさについての感覚を豊かにすること、面積の求め方などを自分で考えたり説明したりすることを重視する。

特に、**量の大きさの感覚を豊かにする指導**を適切に行う。

③ 「図形」の領域

「図形」の領域では、図形の意味と性質について理解すること、図形についての感覚を豊かにすること、図形の見方を生活や学習に活用できるようにすることを重視する。

特に、**図形の「意味と性質」を理解**させ、演繹的に説明する活動を取り入れた指導を適切に行う。

④ 「数量関係」の領域

「数量関係」の領域では、数量についての事柄を、言葉や数、式、表、グラフなどによって表現すること、二つの数量の間の変化や対応を調べるなど関数の考えを育てることを重視する。

特に、関数の考えをはぐくむことと、**割合の理解を確実にする指導**を適切に行う。

- (2) 「算数的活動」と「考えを表現し伝え合う活動」の重視

① 「算数的活動」とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味していること。「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとしたりすること。

② 「言語活動」は、言葉、数、式、図、表、グラフを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し合ったりすることにより、「思考力・判断力・表現力等を育成するための活動」であること。

4 授業改善のポイントについて

◎ 楽しくて学力が付く算数授業づくり

ポイント1 児童の実態に応じた年間指導計画及び単元指導計画等の立案

- 全国学力・学習状況調査や定着確認シート等の活用・分析による、児童がつまずきやすい学習内容の明確化
- 児童の実態に応じて、**年間指導計画及び単元指導計画に軽重を付けた、重点指導単元の明確化**
- 思考力・判断力・表現力等の育成を重視する時間と適用・練習問題を解く時間のバランスを重視した単元指導計画の作成
- 家庭学習との連携等による、個に応じた学習の充実
- 中学校との関連や系統性を踏まえ、小・中の接続を意識した教材解釈

ポイント2 本時の目標を明確にし、児童一人一人が主体的に学び、目標を達成するよう、児童の知的好奇心を喚起し、数学的に考える力が高まる授業の展開

- 本時の目標が達成できた児童の姿を具体的に捉えることの重視
- 児童が目的意識をもって問いを解決する授業により、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な考え方を育て、学ぶ意欲を高めることを重視することについて再確認
- 学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動の重視

<次のような問題解決学習を展開する(例)>

- 【問いの明確化】 ・「おや?」「なぜ?」「もしも～だったら?」「発見!?!」「どっちかな?」「前の学習と違うな?」といった、児童が「考えたい」「調べたい」と思うような「問い」を、児童自身から引き出す。
- 【問題の解決】 ・問題場面を図に表す。または、一文ずつ図に表す。(問題場面のイメージ化)
・「今までと同じ考え方を生かしてできないか」(類推的な考え方の重視)
・「きまりは発見できないか」(帰納的な考え方の重視)
・「学習したことをもとに説明できないか」(演繹的な考え方の重視)
・「そんな考えもあったのか」(高め合う場の工夫)
・「考え方の共通性は?」「より簡潔な考え方は?」「一般化できないか?」「まとめられないか?」
(統一的・発展的な考え方、一般化の考え方などの数学的な考え方の高まり)
- 【振り返り・まとめ】 ・「分かる、できるようになった」(何を適用させるのかを明確にした適用問題の工夫)
・「こう考えればよかったんだ」(数学的な考え方の再確認と学習の振り返り)

ポイント3 目標に準拠した評価の工夫改善

- 評価規準並びに評価の場の吟味、評価方法の明確化
- 数学的な考え方の適切な評価(定着確認シート問題等の活用)
- 評価を生かした指導の工夫(学習過程における称賛:数学的な考え方にかかわって)

5 言語活動の充実について

ポイント1 言語活動を充実させた指導の在り方

- 考えを表現する過程で、考え方のよさや誤りに気付いたり、筋道立てて考えを進めたり、よりよく考えをつくらせることができるようにする。
- 問題を解決したり、判断したり、推論したりする過程において、見通しをもち、筋道立てて考えたり表現したりする力をはぐくむようにする。
 - ・ 帰納的な考え方や類推的な考え方、演繹的な考え方をを用いることができるようにする。
- 児童のつまずきを取り上げ、つまずきの根拠を明確にしながらか修正する活動を通して、筋道立てて考える力を育むようにする。

ポイント2 聞き取り再生する活動、かく活動の重視

- 本時で中心となる言語活動の明確化(本時のどの部分に時間をかけるのか)
- 説明された学習内容が、全ての児童に理解されているかを確認するための「再生活動」の重視
 - ・ 音声による再生活動(友達への説明)とノートに記述する再生活動(自分自身の中で)
 - ・ 黒板にかかれた図などに書き加え、説明を洗練させながら再生する活動
- 言葉、数、式、図等を適切に用いて自分の考え方や判断の根拠をノート等に記述する活動の重視

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 学習指導要領に示された教科の目標と内容及び児童の実態等を踏まえて、既習事項との関連等、指導内容の系統性に配慮して単元の目標を設定する。
- ② 単元の目標と各領域に盛り込むべき事項を基にして、単元の評価規準を設定する。(福島県版「生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」等を参考にする。)
- ③ 小単元や各授業時間の指導の目標を設定し、それに対応して評価規準を設定する。(福島県版「生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」等を参考にする。)

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 評価としては、「単元における総括の資料とするための評価とし、全児童の記録をとるもの(◎)」、「学習指導の過程における評価を中心とし、全児童の記録をとるものを補完する評価の機会とするもの(○)」など、工夫して行う。
- ② 各観点の評価のうち、「◎」の評価を中心に観点別評価の単元における総括の資料とする。
- ③ 単元における総括の進め方として、数値に表して合計や平均値などを用いる方法、一番多い評価を用いる方法など、工夫して評価する。
- ④ 児童の知識・技能及び数学的な考え方や学習意欲等について、日常的・継続的に収集記録し、適切に評価できるように、評価資料の充実を図る。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 学習指導要領の趣旨、学習評価の考え方、言語活動の充実等について理解を深めて、教育課程を編成する。
- 各種調査等の結果を踏まえ、各学校の実態に応じた教育課程を編成する。
- つまずきやすい内容の指導時数を工夫したり、定着確認シートを活用する時間を位置付けたりしながら、児童の実態に応じた年間指導計画を作成する。
- 個に応じたきめ細かな指導を展開するために、教材の系統性や児童の実態を見極め、意図的・計画的に発展的な学習や補充的な学習を指導計画に位置付ける。

8 教科に関する事業

- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業
- 福島県算数科・数学科指導事例集の活用
- 福島県算数・数学ジュニアオリンピック事業の実施

数 学 (中)

1 学習指導要領 教科の目標

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

2 数学科改訂の趣旨

- (1) 領域構成については、確率・統計に関する領域「資料の活用」を新設するとともに、「数量関係」を「関数」と改め、「数と式」、「図形」、「関数」、「資料の活用」の4領域とする。
- (2) 生徒のつまずきに対応し、時間をかけてきめ細かな指導ができるようにする。また、新たな内容を学習する際に、一度学習した内容を再度学習できるようにするなど学び直しの機会を設定することを重視する。
- (3) 数学的活動を今後も一層重視していくため、各学年の内容において、数学的活動についての記述を位置付けるようにする。その際、小学校と中学校との接続に配慮する。
例えば、数学を生み出す活動、数学を利用する活動、数学的に伝え合う活動、数学的に実感する活動など、数学的活動を具体的に示す。また、現行の課題学習については、数学的活動が実現される場面と位置付け、既習内容を総合して問題を解決する学習に取り組むことができるようにするなどの改善を図る。

3 改訂の要点

(1) 学習内容の改善・充実

① 「数と式」の領域

文字を用いて一般的に考えることの必要性やよさについての理解を深めたり、身の回りの数量やその関係を数や文字を用いた式で表現したり、式を手順にしたがって能率的に処理したり、式の意味を積極的に読み取り自分なりに説明したりすることを重視する。

② 「図形」の領域

体験に基づく実感的な理解をもとに、身の回りにあるものを図形としてとらえてその性質や関係などを明らかにすることや、図形の性質などを根拠を明らかにして筋道を立て説明したり、その説明から新たな性質や関係を読み取ったりすることを重視する。

③ 「関数」の領域

身の回りで起こることを関数としてとらえ、表、式、グラフなどを用いて変化や対応の様子を調べてその特徴を説明したり、表、式、グラフなどから新たな関係や特徴を読み取って、それを具体的な場面で解釈したりすることを重視する。

④ 「資料の活用」の領域

資料に基づいて集団の傾向や特徴をとらえ、それをもとに判断することを重視する。

(2) 数学的活動の一層の重視

新設の〔数学的活動〕において、「数や図形の性質などを見いだす活動」、「数学を利用する活動」、「数学的に説明し伝え合う活動」などを規定。

4 授業改善のポイントについて

◎ 生徒の思考に寄り添った授業づくり (生徒一人一人に思考の継続を、学級全体に思考の連鎖を)

ポイント1 生徒の実態に応じた単元構想

- 全国学力・学習状況調査等の調査結果を分析し、つまずきやすい学習内容を明確にする。
- 指導内容の重点化を図るとともに、発展的な学習、補足的な学習の指導を充実する。
- 生徒の学力の実態に応じて、学び直しの機会や誤答を修正する機会を柔軟に設定する。
- 課題学習のねらいを踏まえ、各学年の指導計画に適切に位置づける。
・全国学力・学習状況調査の「B問題」を教材とした授業を工夫し、実践する。

ポイント2 授業のねらいとまとめを明確にした授業計画と評価の工夫

- 授業のねらいとまとめを明確にし、そのねらいを達成するための適切な評価規準を設定する。
- 生徒に「問い」や見通しをもたせ、自ら考えることができるよう工夫する。
- ねらいや評価規準を基に、発問や評価問題・評価方法を工夫して学習の達成状況を把握し、指導と評価の一体化を図るとともに、指導法の改善に生かす。

ポイント3 個の学びの充実と全員参加を促す展開の工夫

- 生徒一人一人の学びの事実を見取り、その後の展開を構想する。
- 教師と生徒の対話や生徒同士の対話を重視し、生徒の主体性を育てる。
- 生徒の考えを深める「問い返し」や発問の工夫により、生徒全員が共有できるよう努める。

ポイント4 数学的活動を意図した授業づくり

- 活動としての一連の流れを大切にし、数学を学ぶことの面白さや考えることの楽しさ、数学の必要性や有用性を実感できるようにするとともに、どの活動に焦点を当てて指導するのかを明らかにした授業づくりをする。
- 知的好奇心を揺さぶり、数学的活動の始まりとなる目的意識(課題意識)をもたせ、主体的に取り組み、見通しを立てたり振り返ったりすることができるような授業を構築する。
・「おや」「なぜだろう」と疑問をもつこと ・「もしかしたら」「こうしたらできそう」と予想を立てること

- ・「こうすれば」と見直し追究すること
- ・「それならば」「だったら」とその結果や解決過程を評価・改善すること

ポイント5 まとめの時間の確保と工夫

- 活動を振り返り、学んだことを「書く」指導を工夫する。(解決の道筋や考え方のよさへの気付き)
 - ・「何が分かったのか」、「何ができるようになったのか」などを生徒自身がまとめ、自覚できるような工夫をする。
 - ・帰納、類推、演繹などの推論によって新しい事柄が導かれたことや分類や比較、特殊化などの考え方によって発展的に考察したことを明確に意識させる。(数学的な見方や考え方の明確化)
 - ・対象を理想化したり単純化したりしたプロセスによって問題が解決できたことを明確に意識させる。

5 言語活動の充実について

言語活動の充実は数学的活動を通して目指すものであり、「数や図形の性質などを見いだす活動」や「数学を利用する活動」を支える「数学的に説明し伝え合う活動」が言語活動の中心となる。

「数学的に説明し伝え合う活動」は、「何を用いるか」、「何を指すか」を明らかにし、授業のねらいの実現にどの程度有効であったかが大切になる。

ポイント1 表現することと解釈することの重視

- 式による表現とその意味の読み取りのどちらも重視する

ポイント2 表現したり解釈したりする対象(見いだした事柄や根拠、方法、関係など)の明確化

[見いだした事柄や事実を説明する場合]

- ・前提あるいは根拠の指摘と、それによって説明される結論の両方を指摘すること。
→「○○は、△△である。」の形で表現

[事柄を調べる方法や手順を説明する場合]

- ・問題にアプローチする方法を考える上で、「用いるもの」(例えば、式、表、グラフなど)と、「用い方」(例えばxとyの関係式に、ある値を代入して求めることなど)の両方を指摘すること。→「○○を用いて、△△をする。」の形で表現

[ある事柄が成り立つ理由を説明する場合]

- ・説明の対象となる事柄の根拠を示すことと、その根拠に基づいて事柄が成り立つこととの両方を指摘すること。→「○○であるから、△△である。」の形で表現

ポイント3 数学的な表現方法の定着

- 何を用いて表現したり解釈したりするのかを明確にする。
- 用語や記号、式、図、表、グラフを適切に用いることができるようにする。

ポイント4 自分の考えを伝えたり、他者の方法を理解したりする場面の設定

- 「簡潔で分かりやすい」「他にも適用できる」「そういう考え方もあるのか」などのよさを味わわせ、「数学的に説明し伝え合う活動」の必要性・有用性について実感を伴った理解を促す。
- 多様な表現を通じて、思考を広げ深めていくための過程を重視する。

6 評価方法等の工夫改善

- (1)「授業改善のための評価」は日常的に行う。
- (2)「指導後の生徒の状況を記録するための評価」は、単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価する。
- (3)観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法、評価問題について工夫し計画する。
- (4)ノートやレポート、ワークブックなど、授業後に教師が確認しながら評価を行う方法と、授業中の見取りを適切に組み合わせて、全員の学習状況を適切に見取りつつ、それぞれの生徒の特性にも配慮した方法を採用する。
- (5)「単元における総括の資料とするための評価とし、全生徒の記録をとるものは◎」、「学習指導の過程における評価を中心とし、全生徒の記録をとることを前提としないものは○」と区別するなど、工夫して行う。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 現行学習指導要領の趣旨を改めて確認し、その実現に努める。
 - ・数学的活動の充実
 - ・学ぶ意欲を高める
 - ・学ぶことの意義や有用性を実感する
- 数学的活動については、各学校の実態や生徒の学習状況に配慮して、数学的活動の例示を基にしながら工夫・実践を積み重ね、その質の向上のための点検を行う。
- 「資料の活用」の領域について、教材の開発やコンピュータの活用など、指導方法の研究に取り組むとともに、指導時数の確保を図る。
- 全国学力・学習状況調査の問題や解答類型等を分析し、学年・単元の目標に対する自校の課題を明確にし、その課題解決を図るために指導計画の改善を図り、授業での活用を図る。
- 数学的な見方や考え方をさらに深めるよう、課題学習の時間を指導計画に適切に位置付ける。
- 生徒の興味・関心や習熟の程度に応じて、発展的な学習や補足的な学習を適切に位置付ける。
- 家庭での学習習慣を身に付ける適切な指導を行う。(授業と家庭学習をつなげる。)

8 教科に関係する事業

- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業
- 福島県算数科・数学科指導事例集の活用
- 福島県算数・数学ジュニアオリンピック事業

理 科 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

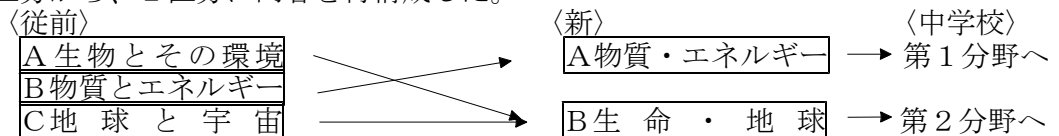
2 理科改訂の趣旨

- (1) 領域構成については、児童の学び方の特性や中学校との接続などを考慮して、従前の「生物とその環境」、「物質とエネルギー」、「地球と宇宙」を改め、「物質・エネルギー」、「生命・地球」とする。
- (2) 「物質・エネルギー」については、児童が物質の性質やはたらき、状態の変化について観察・実験を通して探究したり、物質の性質などを活用してものづくりをしたりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。また、「エネルギー」や「粒子」といった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が系統性をもつように留意する。
- (3) 「生命・地球」については、児童が生物の生活や成長、体のつくり及び地表、大気圏、天体に関する諸現象について観察やモデルなどを通して探究したり、自然災害などの視点と関連付けて探究したりすることについての指導に重点を置いて内容を構成する。また、「生命」や「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として内容が系統性をもつように留意する。
- (4) 児童の科学的な見方や考え方が一層深まるように、観察・実験の結果を整理し考察し表現する学習活動を重視する。「言語活動の充実」との関連) また、各学年で重点を置いて育成すべき問題解決の能力については、従来の考え方を踏襲しつつ、中学校との接続も踏まえて見直す。
- (5) 生活科との関連を考慮し、ものづくりなどの科学的な体験や身近な自然を対象とした自然体験の充実を図るようにする。
- (6) 環境教育の一層の推進の観点から、地域の特性を生かし、その保全を考えた学習や、環境への負荷に留意した学習の充実を図る。(教育基本法第2条第4項との関連)

3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
「実感を伴った」を付加し、「実感を伴った理解」とした。

- (2) 内容区分
従前の3区分から、2区分に内容を再構成した。



- (3) 各学年で重点を置いて育成すべき問題解決の能力
従前の第3学年「比較」、第4学年「関係付け」、第5学年「条件制御」を踏襲しながらも、第6学年において「多面的に追究」を「推論」と改め、中学校との関連を図った。

- (4) 授業時数
授業時数については、第3学年では従前の70時間から90時間、第4学年では従前の90時間から105時間、第5学年と第6学年では従前の95時間から105時間に増加した。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 体験活動（観察・実験）と言語活動のバランスがとれた問題解決

- 観察、実験の確実な実施と内容の充実
- 児童一人一人が主体的に取り組むことができる問題の設定（自分事の問題解決）
- 問題解決の過程を踏まえた授業展開

※問題解決の過程（自然事象に対する気付き→問題の見だし→予想・仮説の設定→検証計画の立案→観察・実験の実施→結果の整理→考察や結論の導出）

ポイント2 中学校理科への接続を意識した科学的思考力の育成

- 論理的に考える場面設定（根拠のある予想、できるだけ多くの事実を基にした考察）
- 批判的に考える場面設定（予想や仮説の設定における相互理解、事実を基にした合意形成）
- 実践的に考える場面設定（観察、実験中の情報共有）

ポイント3 理科の有用性に対する児童の意識を高める指導

- 学んだことを自然や生活とのかかわりの中で見直す学習活動の重視

5 言語活動の充実について

ポイント 児童の主体的な問題解決の過程を重視した授業の展開と言語活動の位置付け

- 観察、実験を明確に位置付けた学習指導計画や学習評価計画の設定
- 言語活動の主な場面
 - ① 「予想や仮説を立てる場面」……観察、実験に入る前の段階
 - ※ 問題に対する考えの記述や話し合いを行うことにより、条件に着目したり根拠を明確にしたりして自分の考えを顕在化させる。
 - ② 「結果を整理し、考察し、結論をまとめる場面」……観察、実験を行った後の段階
 - ※ 観察、実験の結果を表やグラフに整理し、科学的な根拠をもとに予想や仮説と関係付けながら考察を言語化し、表現する。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 評価規準の設定について

- ① 学習指導要領の目標と内容及び児童の実態等を踏まえて、単元の目標を設定する。
- ② 単元の目標に準拠して評価するために観点別に評価規準を設定する。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」を参照する。)
- ③ 評価規準を「指導と評価の計画」に位置付ける。(②の「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」等を参考にする。)
- ④ 絶えず評価基準や評価方法について検討し、見直しを行っていく。

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 1単位時間当たり1～2観点となるようにする。
- ② ノートやレポート、ワークシートなど授業後に教師が確認しながら評価を行える方法と、授業中の見取りを適切に組み合わせる。
- ③ どのような児童の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確にする。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 観察、実験をもとにした言語活動を充実させることによって、科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するよう配慮する。
- 博物館や科学学習センターなどとの連携、道徳の時間などとの関連を図るよう配慮する。
- 指導内容に応じてコンピュータ、視聴覚機器などを適切に活用できるようにする。
- 野外に出かけ地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度を育成するようにする。
- 個々の児童が主体的に問題解決活動を進めるとともに、学習の成果と日常生活との関連を図り、自然の事物・現象について実感を伴って理解できるようにする。
- 指導計画の作成、観察、実験に必要な機器等の整備及び事故を防ぐための安全指導を行う。

8 教科に関係する事業等

- 理科力アップ事業 ○ 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業
- サポートティーチャーⅡ派遣事業

理 科 (中)

1 学習指導要領 教科の目標

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

2 理科改訂の趣旨

- (1) 第1分野、第2分野という基本的枠組みは維持しつつ、内容については、科学的思考力や科学に関する基本的概念の形成を目指して改善する。
- (2) 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、生徒が目的意識をもって観察・実験を主体的に行うとともに、観察・実験の結果を考察し表現するなどの学習活動を一層重視する。その際、小学校で身に付けた問題解決の能力を更に高めるとともに、観察・実験の結果を分析し、解釈するなどの科学的探究の能力の育成に留意する。
- (3) 科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するために、原理や法則の理解等を目的としたものづくり、理科で学習したことを野外で確認し、野外での発見や気づきを学習に生かす自然観察など、科学的な体験や自然体験の充実を図る。
- (4) 理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせる観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、環境教育の充実を図る方向で内容を見直す。
- (5) 学習の内容の順序に関する規定については、内容の系統性に配慮しつつ地域の特性等を生かした学習ができるよう、学年ごとに標準的な内容を示すこととする。

3 改訂の要点

- (1) 内容の改善の要点
 - ① 「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として構成し、科学に関する基本的概念の一層の定着を図り、さらに、科学技術と人間、エネルギーと環境、生命、自然災害など総合的な見方を育てる学習へと発展させる構成とした。
 - ② 教科の目標は、小学校から高等学校までの一貫性に十分配慮するとともに、国際的な通用性、内容の系統性の確保などの観点から改善を図った。
 - ③ 環境教育の充実の観点から、内容(7)の中の選択的に履修する内容を必履修とするとともに、第1分野と第2分野に共通の最終項目「自然環境の保全と科学技術の利用」を新設して、それまでの第1分野と第2分野の学習を生かし総合的に扱うこととした。
 - ④ 小学校及び中学校を通した「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」を柱とした内容の構成を、図(解説12~15ページ)に表し、小学校と中学校の学習内容の関連性を明示した。
 - ⑤ 授業時間数の増加により、科学に関する基本的概念の一層の定着を図るとともに、観察、実験の結果を分析して解釈するなどの学習活動を一層重視することで科学的な思考力や表現力の育成を図るようにした。さらに、日常生活や社会との関連を重視し、科学的な体験、自然体験の充実を図るようにした。
- (2) 授業時数
第1学年は105時間と変わらないが、第2学年では105時間から140時間、第3学年では80時間から140時間と増加した。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 十分な観察、実験を実施し、科学的に探究する学習を重視する。

- 問題を見だし、観察、実験を計画しその妥当性を検討する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

ポイント2 学習を深める場面に言語活動を効果的に取り入れる。

- 観察、実験などの探究的な学習活動の中で、理科の目標を実現するために必要な言語活動を取り入れる。

5 言語活動の充実について

ポイント 生徒の学習意欲や主体性を引き出し、科学的な思考力・表現力を育成する。

- 言語活動の主な場面

① 「問題を見だし観察、実験を計画する場面」

※ 事実や科学的な根拠に基づいて結果を予想したり、検証方法とその妥当性を議論したりしながら考えを深める。

② 「観察、実験の結果を分析し解釈する場面」

※ 結果を図、表、グラフなどの多様な形式で表したり、モデルと比較したりするなど、考察する時間を十分に確保し、考えをまとめ表現する。

③ 「科学的な概念を使用して考えたり説明したりする場面」

※ レポートの作成、発表、討論など知識及び技能を活用する。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 評価規準の設定について

- ① 学習指導要領の目標と内容及び生徒の実態等を踏まえて、単元の目標を設定する。
- ② 単元の目標に準拠して評価するために観点別に評価規準を設定する。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例)を参照する。
国立教育政策研究所教育課程研究センターが示している理科の「評価規準の設定例」は、学習指導要領の内容のまとまり(第1分野及び第2分野の内容の(1)、(2)・・・の各大項目)を原則的に単元のまとまりとして捉え、単元の評価規準を設定する際の参考となるように作成している。
- ③ 評価規準を「指導と評価計画」に位置づける。(②の「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための資料」等を参考にする。)
- ④ 評価の実践を踏まえ、絶えず評価規準や評価方法について検討し、見直しを行っていく。

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 1単位時間当たり1～2観点となるようにする。
- ② ノートやレポート、ワークシートなど授業後に教師が確認しながら評価を行える方法と、授業中の見取りを適切に組み合わせる。
- ③ どのような生徒の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確にする。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 各学年で取り扱う学習指導要領の内容を確認し、確実に実施する。
 - ① 第1学年 1分野「身近な物理現象」「身の回りの物質」
2分野「植物の生活と種類」「大地の成り立ちと変化」
 - ② 第2学年 1分野「電流とその利用」「化学変化と原子・分子」
2分野「動物の生活と生物の変遷」「気象とその変化」
 - ③ 第3学年 1分野「運動とエネルギー」「化学変化とイオン」「科学技術と人間」
2分野「生命の連続性」「地球と宇宙」「自然と人間」
- 十分な観察、実験の時間や探究する時間を設定する。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくり、継続的な観察や季節を変えての定点観測を各内容の特質に応じて適宜行う。また、博物館や科学学習センターなどとの連携、道徳の時間などとの関連を図るよう配慮する。
- 全国学力・学習状況調査の問題や解答類型等を分析し、学年・単元の目標に対する自校の課題を明確にし、その課題解決を図るため指導計画の改善を図り、授業での活用を図る。
- 中学校学習指導要領解説や教科書等の内容に対応する観察実験機器の不足や修理が必要な機器がないか点検し、計画的に整備する。
- 情報の検索、実験データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用する。
- 理科の授業は、放射線や自然災害発生の仕組みなどについて、科学的に理解をする重要な役割を担っている。防災教育や放射線教育について、指導計画等に関連を明記するなどして、計画的な指導を工夫する。

8 教科に関係する事業等

- 理科力アップ事業
- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業
- 科学の甲子園ジュニア福島県大会
- 中学生・高校生の科学技術研究論文「野口英世賞」

生 活 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

2 生活科改訂の趣旨

- (1) 自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたり、気付きをもとに考えたりすることなどのように、児童の気付きを質的に高めるよう改善を図る。その際、例えば、「見付ける、比べる、たとえる」などの多様な学習活動の充実に配慮する。
- (2) 身の回りの人とかかわりや自分自身のことについて考えるために、活動や体験したことを振り返り、自分なりに整理したり、そこでの気付き等を他の人たちと伝え合ったりする学習活動を充実する。その際、活動や体験したことを言葉や絵で表す表現活動を一層重視する。
- (3) 中学年以降の理科の学習を視野に入れて、児童が自然の不思議さや面白さを実感するよう、遊びを工夫したり遊びに使うものを工夫して作ったりする学習活動を充実する。例えば、動くおもちゃを工夫して作って遊ぶ活動、ものを水に溶かして遊ぶ活動、風を使って遊ぶ活動などを行うようにする。
- (4) 通学路の様子を調べ、安全を守ってくれる人々に関心をもつなど、安全な登下校に関する指導の充実に配慮する。また、自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する。
- (5) 幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、入学当初をはじめとして、生活科が中心的な役割を担いつつ、他教科等の内容を合わせて生活科を核とした単元を構成したり、他教科等においても、生活科と関連する内容を取り扱ったりする合科的・関連的な指導の一層の充実に配慮する。また、児童が自らの成長を実感できるよう低学年の児童が幼児と一緒に学習活動を行うことなどに配慮するとともに、教師の相互交流を通じて、指導内容や指導方法について理解を深める。

3 改訂の要点

- (1) 学年の目標の改善
 - ① 自分自身に関する目標を(3)として加え、3つの目標から4つに増やした。
 - ② 目標に「地域のよさに気付き」、「自然のすばらしさに気付き」、「自分のよさや可能性に気付き」という文言を加え、児童にどのような認識が育つことを期待しているかを明確にした。
- (2) 内容及び内容の取扱いの改善
 - ① 気付きの明確化と気付きの質を高める学習活動の充実
 - ・ 具体的な学習活動や学習対象を示すとともに、学習対象とかかわったり学習活動を行ったりして、関心をもつこと、気付くこと、分かること、考えることなどを明確にした。
 - ・ 活動や体験によって生まれる気付きを基に考えるための具体的な学習活動として「見付ける、比べる、たとえるなど」の多様な学習活動を例示した。
 - ② 伝え合い交流する活動の充実
 - ・ **言葉などを中心としたコミュニケーション活動を通して、他者と情報交換することを目指した「生活や出来事の交流」を新たな内容(8)として位置付けた。**
 - ③ 自然の不思議さや面白さを実感する指導の充実
 - ・ 科学的な見方・考え方の基礎を養う観点から、学年の目標(2)では「自然のすばらしさに気付き」を加え、内容(6)「自然や物を使った遊び」において、身近な自然や物を使った遊びや遊びに使う物を工夫してつくること、自然の不思議さに気付くことを明示した。
 - ④ 安全教育や生命に関する教育の充実
 - ・ 学年の目標(1)に「安全で適切な行動」、内容(1)「学校と生活」に「その安全を守っている人々」を加え、地域や登下校の安全に関する学習活動が一層充実するようにした。
 - ・ 内容(7)「動植物の飼育・栽培」に関する内容の取扱いにおいて「継続的な飼育、栽培を行うようにすること」の文言を加えた。
 - ⑤ 幼児教育及び他教科との接続
 - ・ **第1学年入学当初のカリキュラムをスタートカリキュラムとして改善することを示した。**
 - ・ 内容(3)「地域と生活」、内容(4)「公共物や公共施設の利用」で、公共物や公共施設を利用することを明確にし、内容(6)「自然や物を使った遊び」では、自然の不思議さに気付くことを明示することにより、第3学年以降の社会科や理科へのつながりを示した。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 地域や学校及び児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 体験活動と表現活動(言語活動)を単元に適切に位置付ける。
- 児童を取り巻く環境の変化を考慮し、内容間の関連を図った単元構成を工夫する。
- **入学当初の児童の発達の特徴を考慮し生活科を核としたカリキュラム(スタートカリキュラム)を作成・改善する。**

ポイント2 意図的・計画的・組織的な授業づくり

- 伝え合い交流する学習活動を工夫する。(いつ、誰に、どんな内容を、どんな方法で)
 - 【体験したことや調べたことを伝え合う場の設定】
 - ・ 自分と比べ似ているところ違うところを見付け、次の課題を引き出す。
 - 【幼児や異学年児童、地域の人々と伝え合う場の設定】
 - ・ 伝えたいことの把握、相手の反応からの気付き、称賛による意欲の向上
- 自然の不思議さや面白さを実感する学習活動の充実を図る。
- **充実感、達成感、自己有能感、一体感**などを感じ取る学習活動を設定する。
 - ・ 充実感………「すがすがしい」「気持ちよい」といった気分や感覚が得られる学習活動
 - ・ 達成感………「なるほど」「こうしてみよう」等の気付き、「できた」「できそうだ」等の実感、「わかる」「できる」等の達成感を感じる学習活動
 - ・ 自己有能感…自分自身の成長を実感し「やれそうだ」「また頑張ろう」等、次への意欲を喚起する学習活動
 - ・ 一体感………「一緒によかった」「みんなで学習すると楽しい」等、協同的に学ぶ価値を実感できる学習活動

5 表現活動(言語活動)の充実について

ポイント1 表現活動(言語活動)を意識した体験活動

- ◇ 表現活動(言語活動)を豊かにし、意欲を高める体験活動
 - ・ 落ち葉に触れる体験 → 「ガサガサ」「カサカサ」「サクサク」 → 多様な言葉や絵での表現へ

ポイント2 「気付き」が生まれる表現活動(言語活動)の設定

- ◇ 無自覚なものから自覚された「気付き」へと高める表現活動
 - ・ 見付ける、比べる、たとえる等の活動

ポイント3 人との関わりを考慮した表現活動(言語活動)の工夫

- ◇ 自分のしたことや見付けたことを紹介したり伝えたりする場面の設定
 - ・ 手紙を書く→相手意識 発表会を行う→目的意識

ポイント4 多様な表現活動(言語活動)の工夫

- ◇ 表現力・思考力を育てる多様な方法でのまとめや発表
 - ・ ストーリーを意識して→紙芝居 キャスターになりきって→テレビニュース

6 評価方法等の工夫改善について

参考：「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」(国立教育政策研究所教育課程研究センター)「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」(福島県教育委員会)

(1) 指導と評価の計画の作成について

作成にあたり、「単元の評価規準」や「学習活動(小単元)における評価規準」については、上記の「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」等を参考とする。

特に、1単元2内容の単元の評価規準の設定に当たっては、下記のような例が挙げられる。

- ① **モザイク型設定例：内容を重点化し、どちらかの内容をモザイクのように組み込んでいく。**
 単元名 「発見!! わたしの町の宝物」(第2学年 内容(3)、内容(8))

	生活への 関心・意欲・態度	活動や体験についての 思考・表現	身近な環境や自分についての 気付き
単元の 評価規準	地域の人や場所、それらとのかかわりに関心をもち、進んで交流したり適切に接したりしようとしている。	地域の人々と交流し適切に接することについて、相手や場に応じた行動を考えたり分かりやすい伝え方を工夫したりして表している。	地域の人や場所が自分の生活を支えていることや伝え合う楽しさが分かり、それらができるようになった自分に気付いている。
学習活動 にお にお	1 地域の人や様々な場所に関心をもち、 かかわろうとしている。 内容(3)	相手や場所に応じた行動について考え、活動の計画を立てたり約束を決めたりしている。 内容(3)	
	4 地域の人々や様々な場所に親しみをもち、繰り返しかかわろうとしている。 内容(3)	活動したことをもとに、比べたり、たとえたりして、分かりやすい伝え方の工夫をしている。 内容(8)	親しみや愛着のある場所が増えたり、人々と適切に接したりすることができるようになった自分に気付いている。 内容(3)

- ② **融合型設定例：2つの内容を踏まえ、とけ込ませ、融合させて記載する。**

(2) 指導に生きる評価の進め方

評価規準に沿って評価を進めていく上で、実際の評価場面における具体的な児童の姿や児童を見取るポイントなどを想定しておく。「何を」「いつ」「どのように」見取るかの明確化。

7 教育課程編成・実施上の留意点—「スタートカリキュラム」編成について—

- 各幼稚園、保育所、認定こども園での遊び(学習)経験を単元や授業の指導計画に取り入れる。
 - 4月から適切にスタートできるようなカリキュラムを編成するとともに組織体制を確立する。
 - 幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力するとともに、保護者への適切な説明を行う。
 - 幼児期の体験を踏まえ、授業時間を柔軟に扱うとともに、合科的な学習の時間の設定を工夫する。
- 参考：「スタートカリキュラムセット」(平成27年1月 国立教育政策研究所教育課程研究センター)

音 楽 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

2 音楽科改訂の趣旨

- (1) 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- (2) 子どもの発達段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- (3) 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- (4) 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

3 改訂の要点

- (1) 内容構成の改善
これまでのように表現及び鑑賞の2領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けた。また、表現領域は、歌唱、器楽、音楽づくりの3分野ごとに示すこととした。
- (2) 〔共通事項〕の新設
〔共通事項〕は、音色、リズム、速度など音楽を特徴付けている要素や、反復、問いと答えなどの音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさなどを感じ取ること、「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」を音楽活動を通して理解することを示した。〔共通事項〕は、そのみを用いるのではなく、表現及び鑑賞の各活動の中で扱うものである。
- (3) 歌唱共通教材の充実
歌唱共通教材については、取り扱う楽曲数を各学年とも増加することとした。具体的には、第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱うこととし、第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱うこととした。
- (4) 音楽づくりについて
音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視するなど内容の改善を図った。また、音を音楽に構成する過程を大切に、〔共通事項〕に示す音楽の仕組みを手がかりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすることの重要性を示した。
- (5) 鑑賞教材における我が国の音楽の充実
鑑賞教材選択の観点について、これまでの第5学年及び第6学年に位置付けていた我が国の音楽を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。
- (6) 言語活動の充実
鑑賞領域の各学年の内容に、感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図った。これは、受動的になりがちであった鑑賞の活動を、児童の能動的で創造的な鑑賞の活動になるように改善することを意図したものである。

4 授業改善のポイントについて

◎ 児童が感性を育て、思考・判断し、表現する一連の過程を重視した題材構想

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに全ての児童が身に付ける学習指導要領の内容を明確にする。
- 指導事項と〔共通事項〕をもとに複数の指導内容や教材を関連付け、題材構成を工夫する。
- 児童の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 思考・判断し、表現する過程を重視した授業の展開

- 音楽表現や鑑賞の学習を深めていく過程において、音楽表現に対する思いや意図、感じ取ったことや想像したことなどを音や言葉で伝え合い、友達の考えに共感したりその考えを共有したりできるようにする。

- 音楽を形づくっている要素を聴き取ったり、音楽活動を通して用語や記号を理解して楽譜を読んだりするなどして、**聴覚と視覚を関わらせて**音楽的な特徴をとらえさせる。
- 音符、休符、記号や用語については、表現及び鑑賞の活動の中で、実際の音と関連させてその意味や働きを理解したり、これらを活用する場面を設けたりするなどして、児童が**実感をもって理解**できるように工夫する。

ポイント3 音楽づくりと鑑賞の学習指導の質的な改善・充実

- 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想が出来るように工夫する。鑑賞活動では、感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付けることによって、能動的で創造的な活動になるように工夫する。

ポイント4 我が国や郷土の伝統音楽の学習の充実

- 歌唱教材については、唱歌、わらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げ、鑑賞教材については、和楽器の音楽を含めた我が国の音楽を取り上げるようにする。

ポイント5 児童の共感・共有を深める学習形態の工夫

- 個々の児童やグループの表現や発言をていねいに観察し、音楽的な思考を促したり、優れている点を意味付けて紹介するなどして、児童同士の質の高い学び合いを促進させる。

5 言語活動の充実について

ポイント1 「感じ取ったこと」と聴き取った「音楽的な特徴」の関連

感じ取ったことと、聴き取った音楽的な特徴への気付きの両方を、言葉で表すことを通して関連を図り、音楽のよさや面白さなどを感じ取る力を高める。

ポイント2 「音楽的な言葉」の共有と適切な活用

音楽のよさや面白さを自ら見付け、音楽表現に対する思いや意図、感じ取った楽曲のよさなどを適切に伝え合うために、音楽を表す言葉を共有し表現や鑑賞の活動を通して活用できるようにする。

その際、ふさわしい言葉を用いる。(例：音の強弱→○音が強い、○音が大きい、×音が高い)

ポイント3 「音楽活動」と「言語活動」の往還

音楽表現に対する思いや意図を言葉で表して交流することと、実際に歌ったり演奏したりして音で試す活動を適切に往還することが豊かな音楽表現につながる。鑑賞においても、感じ取った音楽の特徴を言葉で表して交流することと、実際に聴いて確かめることを往還することが聴き味わいを深めることになる。したがって、この往還を意識した指導に心がける。

ポイント4 音楽の可視化

音楽に合わせて体の動きで表したり、聴き取ったり感じ取ったことなどを図や絵などで表したりすることが、音楽的な特徴をとらえるための有効な手立てとなる。したがって、音楽を視覚でとらえやすくし、より言葉で表しやすくしながら、表現や鑑賞の学習の質を高めるようにする。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) **全ての児童が学習する内容を明確にした「指導と評価の計画」の作成**

- ① 目標、指導内容、教材、評価規準、学習活動等の整合性・一貫性を確保する。
- ② 複数の領域・分野を関連付けて構成する題材では、題材の学習全体を貫いて、共通に取り扱う音楽を形づくっている要素を明らかにする。
- ③ [共通事項]を要として表現と鑑賞の有機的な関連を図るとともに、鑑賞の学習の質的な充実を図る学習指導を展開できる題材構成を工夫する。
- ④ 年間指導計画は、題材同士の関連性や発展性などを考慮して適切に配列する。

領域	評価の観点			
	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
表現	○	○	○	
鑑賞	○			○
特徴	児童が学習する内容に関心を持ち、音楽表現や鑑賞の学習に主体的に取り組もうとする態度を育み、その状況を評価する。他の3観点と密接に関わる。	《音楽的な感受》に基づきながら音楽表現を工夫し、どのように音楽で表すかについて思いや意図をもっている状況を評価する。	音楽表現の創意工夫に係る力の育成と関係させながら、音楽表現のために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、音楽づくりで表している状況を評価する。	《音楽的な感受》に基づきながら解読したり価値を考察したりして、音楽のよさや美しさを味わって聴いている状況を評価する。

(2) **指導に生きる評価の進め方**

評価規準の設定により、「学習のねらいが実現されたとは、どのような児童の状況なのか」の想定を明確にする。また、記録に残す評価を行う場面（1単位時間1～2回）を精選する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 小学校6年間並びに小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を十分に踏まえながら、目標及び内容を2学年ずつまとめて示していることの趣旨を生かし、連続性、発展性、系統性に配慮する。
- 特定の領域・分野に偏らないようにするとともに、表現と鑑賞との関連を十分に図るようにする。

音 楽 (中)

1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

2 音楽科改訂の趣旨

- (1) 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
- (2) 子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- (3) 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
- (4) 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
「音楽文化についての理解を深め」ることを教科目標の中に規定した。
- (2) 内容の改善
 - ① 内容の構成の改善
「A表現」及び「B鑑賞」の二つの領域で構成し、〔共通事項〕を新設した。「A表現」については、歌唱、器楽、創作ごとに事項を示した。
 - ② 歌唱共通教材の提示
我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする観点から、「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」を歌唱共通教材として示し、各学年ごとに1曲以上を含めることとした。
 - ③ 我が国の伝統的な歌唱の充実
伝統や文化の教育を充実する観点から、「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を歌唱教材選択の観点として新たに示した。
 - ④ 和楽器を取り扱う趣旨の明確化
伝統や文化の教育を充実する観点から、「表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」を新たに示し、器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明らかにした。
 - ⑤ 創作の指導内容の焦点化・明確化
創作の指導内容の焦点を絞り、具体的かつ明確にするため、事項アでは「言葉や音階などの特徴」を手掛かりに「旋律をつくる」こと、事項イでは「音素材の特徴」を生かして「反復、変化対照などの構成」を工夫してつくることとした。また、「創作の指導については、音を音楽へと構成していく体験を重視する」よう配慮することを新たに示した。
 - ⑥ 鑑賞領域の改善
音楽科の学習の特質に即して言葉の活用を図る観点から、「言葉で説明する」、「根拠をもって批評する」などして音楽のよさや美しさを味わうこととし、音楽の構造などを根拠として述べつつ、感じ取ったことや考えたことなどを言葉を用いて表す主体的な活動を重視した。
 - ⑦ 〔共通事項〕の新設
表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものとして、〔共通事項〕を新設した。この〔共通事項〕を、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫することとした。

4 授業改善のポイントについて

◎ 生徒が感性を高め、思考・判断し、表現する一連の過程を重視した題材構想

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに全ての生徒が身に付ける学習指導要領の内容を明確にする。
- 指導事項と〔共通事項〕をもとに複数の指導内容や教材を関連付けるなど、題材構成とその配列

を工夫する。

- 生徒の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 思考・判断し、表現する過程を重視した授業の展開

- 音楽表現を工夫し、どのように表すかについて、自分の思いや意図をもつ過程や、解釈したり価値を考えたりして、音楽のよさなどに対する自分なりの考えをもつ過程を大切にする。
- 音楽表現や鑑賞の学習を深めていく過程において、音楽表現に対する思いや意図、感じ取ったことや想像したことなどを**音や言葉で伝え合い**、友達への考えに共感したりその考えを共有したりできるようにする。
- 記号や用語については、生徒が音楽活動を通してそれらの働きを実感し、**自らの表現や鑑賞の活動に生かす**ことができるようにする。

ポイント3 「創作」と「鑑賞」の学習指導の質的な改善・充実

- 創作活動では、つくるための手掛かりとなる条件を適切に設定して示すことと、生徒の自由な発想を大切にするための両者のバランスを図る。鑑賞活動では、言葉で説明する、批評するなどの活動を取り入れることによって、鑑賞の学習本来の目標を実現する。

ポイント4 「我が国や郷土の伝統音楽」を学習素材として扱った活動の充実

- 我が国の伝統的な声の特徴を感じ取れるものを取り扱い、我が国の音楽が、言葉と音楽との関係姿勢や身体の使い方等が関わり合って成り立っていることに気付かせるよう配慮する。

ポイント5 個人・ペア・グループでの活動と学級全体での活動が相乗効果を生む学習形態の工夫

- 個々の生徒やグループにおける気付き、感じ取り、工夫や考えなどの中から、音楽活動を充実させる素材となるものを見抜く。そして、それらをタイミングよく取り上げ、学習のねらいに即して意義付け、生徒同士の質の高い学び合いを促進させる。

5 言語活動の充実について

ポイント1 音楽の学習に即した「言語活動」を効果的に取り入れる指導の工夫

表現や鑑賞の学習に適切な言語活動を取り入れることによって生徒自らを音楽に向き合わせる。また、音楽から引き起こされる自分の感情やその変化がどのようなものかについて、意識することを促し、音楽活動をより深まりのあるものとする。

ポイント2 音楽用語を適切に用いる場の設定

音楽の表情や雰囲気などと、その質感を生み出している音楽的な特徴を関連付けて、音楽に関する用語などを適切に用いて言葉で表す活動（例えば、気付いたこと・感じたこと・自分の考えを発言する、ワークシートに記入・整理する、ペア・グループ・学級全体などで話し合う、批評文にまとめるなど）を効果的に組み込む。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 全ての生徒が学習する内容を明確にした「指導と評価の計画」の作成

- ① 目標、指導内容、教材、評価規準、学習活動等の整合性・一貫性を確保する。
- ② 複数の領域・分野を関連付けて構成する題材では、題材の学習全体を貫いて、共通に取り扱う音楽を形づくっている要素を明らかにする。
- ③ 「共通事項」を要として表現と鑑賞の有機的な関連を図るとともに、鑑賞の学習の質的な充実を図る学習指導を展開できる題材構成を工夫する。
- ④ 年間指導計画は、題材同士の関連性や発展性などを考慮して適切に配列する。

領域	評価の観点			
	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
表現	○	○	○	
鑑賞	○			○
特徴	生徒が学習する内容に関心をもち、音楽表現や鑑賞の学習に取り組む態度を育む。他の3観点と密接に関わる。	《音楽的な感受》に基づき、表現を工夫する。音楽的表現の創意工夫を評価する。	音楽表現の創意工夫を育成するために、必要に応じて、歌唱、楽器演奏、創作で表している状況の評価する。	《音楽的な感受》に基づき、鑑賞の学習の質的な充実を図る学習指導を展開できる題材構成を工夫する。

(2) 指導に生きる評価の進め方

評価規準の設定により、「学習のねらいが実現されたとは、どのような生徒の状況なのか」の想定を明確にする。また、記録に残す評価を行う場面（1単位時間1～2回）を精選する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 3年間を見通し、連続性、発展性、系統性に配慮するとともに、特定の領域・分野に偏らないようにする。
- 生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるように配慮する。

図画工作（小）

1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

2 図画工作科改訂の趣旨

- (1) 育成する資質や能力を整理し、表現や鑑賞の過程で働く力を明確にするとともに、それらが関連して働くように内容の改善を図る。また、児童が自らの行為や感覚をもとに形や色、イメージなどを活用して活動することができるように、領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。
- (2) 生活や社会とのかかわり、ものをつくる楽しさなどの観点から、手や体全体の感覚を働かせて材料や用具などを活用してつくったり、身の回りの形や色、環境などから感じ取ったことを伝え合ったりする活動を児童の発達に応じて整理して示す。
- (3) 鑑賞においては、よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、自分の思いを語る、友だちと共に考える、感じたことを確かめるなどを通して、自分自身で意味を読み取り、よさや美しさなどを判断する活動の充実を図る。
- (4) 暮らしの中の造形や我が国や諸外国の親しみのある表現などに関する学習では、作品などのよさや美しさを主体的に味わったり感じたりすることを重視する。

3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
 - ① 教科の目標では、「感性を働かせながら」を加え、児童が、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を育成することを一層重視した。
 - ② 学年の目標では、造形への関心や意欲、態度、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力などの育てたい資質や能力をより明確に示した。
- (2) 内容の改善
 - ① 表現領域の内容構成の改善
「A表現」の内容を「(1) 材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。」「(2) 表したいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。」とし、内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理した。
 - ② 鑑賞領域の内容構成の改善
「B鑑賞」を「(1) 作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。」として、鑑賞の能力や言語活動の観点から整理して示した。
 - ③ 〔共通事項〕の設定
表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示した。指導において、自分の感覚や活動を通して形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるようにした。
 - ④ 言語活動の充実
「B鑑賞」の各学年の内容に「話したり、聞いたりする」、「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け、言語活動の充実に配慮した。
 - ⑤ 材料や用具の取扱いや鑑賞指導における美術館等との連携
内容の取扱いに、各学年で取り扱う材料や用具を、手などを十分に働かせるなどの指導の配慮事項とともに示した。鑑賞については、児童や学校の実態に応じて、美術館などを利用したり、連携を図ったりすることなどに配慮した。

4 授業改善のポイントについて

- 子どもの姿を基に授業改善をする。
 - ・ 学力の3要素と育成する資質や能力とのつながりを理解し、児童一人一人の造形的な創造活動の基礎的な能力を培うものになっているか、再度見直す。
- 指導計画の作成に当たっては、形や色、イメージなどの〔共通事項〕の視点を生かして、どのような資質や能力を育成したいかを明確にして「言語活動」を位置付ける。
- 材料や場所の特徴、表したいことや用途などについて、考えたことを伝え合ったり、形や色、材料の感じなどを生かして表現するなどの学習を一層重視する。
- 新たな題材開発やこれまで行ってきた題材を改善する際には、学習指導要領の目標に準拠した形で目標や評価規準を見直し題材を設定することを重視する。

5 言語活動の充実について

- 図画工作科における言語活動は、非言語で捉えたことを、喩えたり見立てたり置き換えたりすることで表現や鑑賞を深めていくための重要な活動であることを踏まえ、一層の充実を図る。
- 考えたことを伝え合ったり、感じたことや思ったことを話したり話し合ったりするなどして、一人一人の見方や感じ方を広げ深める言語活動となるようにする。
- 形や色、イメージなど〔共通事項〕の視点を生かして、材料や場所の特徴、表したいことや用途などについて考えたことを伝え合ったり、自分の表し方の変化を振り返る、作品などの意図や特徴について話し合ったりするなどの学習を位置付ける。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 学習指導要領の目標と内容及び児童の実態等を踏まえて、題材の目標を設定する。
 - ※ 学習指導要領の目標に教科のねらいが集約されていることを再確認する。
- ② 題材の目標に準拠して評価するために、観点別に評価規準を設定する。
- ③ 評価規準を「指導と評価の計画」に位置付ける。

(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」、福島県教育委員会「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参考にする。)

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 活動と学びの関係性から学習・指導の改善と充実を行った上で、活動の中でどのような指導をしてどのような力が身についたのかを見取る学習評価を行う。
- ② 題材や授業において、設定した評価規準をどのような方法で見えていくかを具体的にする。
- ③ 授業における評価場面をどのように位置付けるかを考える。
 - ※ 活動の観察、対話、感想文、作品から分かる表現の工夫、ワークシート等、それぞれの活動に合った効果的な評価方法を位置付ける。
- ④ 授業の終末では、活動の振り返りの場を大切にするとともに、学習評価を次の授業に結び付ける。(PDCAサイクルを生かす。)

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 図画工作科ならではの視点をより重視し、知性と感性の両方を働かせて対象を捉えることを大切にされた教育課程の編成と題材の設定を心がける。
- 発想や構想することと創造的な技能を働かせることが、知識を得たり結び付けたり活用したりしながら相互に関連し高まる表現の学習と、対象のよさや美しさなどを感じ取り味わう鑑賞の学習が、相互に関連し合いながらそれぞれの能力を高められるような学習過程の工夫をする。

美術（中）

1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

2 美術科改訂の趣旨

- (1) 育成する資質や能力を整理し、「A表現」を発想や構想に関する項目と、表現の技能に関する項目に分けて示し、柔軟な発想力や形・色・材料で表す技能などが関連して働くように内容の改善を図る。また、形や色、材料などから性質や感情、イメージなどを豊かに感じ取る力を育成するため、領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。
- (2) 生活や環境の中の造形よさや美しさなどを感じ取る学習や、自分の気持ちや伝えたい内容などを形や色、材料などを生かして他者や社会に表現する学習を一層重視する。その際、身近な環境について、安らぎや自然との共生などの視点から心豊かなデザインをする学習については、鑑賞の視点からの充実を図る。
- (3) 鑑賞においては、よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取ったことや考えたことなどを**自分の価値意識をもって**批評し合うなどして、自分なりの意味や価値をつくりだしていくことができるように指導の充実を図る。また、鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。
- (4) 我が国の美術についての学習を重視し、美術文化の継承と創造への関心を高める。また、諸外国も含めた美術文化や表現の特質などについての関心や理解、作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。

3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
教科の目標に「美術文化についての理解を深め」を加え、美術を愛好する心情と感性を育て、美術の基礎的な能力を伸ばすとともに、生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを一層重視した。
- (2) 内容の改善
 - ① 表現領域の改善
「A表現」の内容を、**発想や構想の能力と創造的な技能の観点から以下のように整理した。**
 - (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
 - (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
 - (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。
 - ② 鑑賞領域の改善
我が国の美術についての学習を重視し、第1学年に「美術文化に対する関心を高める」学習を新たに示し、3年間で系統的に美術文化に関する学習の充実が図られるようにした。自分なりの意味や価値をつくりだしていく学習を重視し、第1学年に「作品などに対する思いや考えを説明し合う」学習を取り入れ、3年間で説明し合ったり批評し合ったりするなどの言語活動の充実が図られるようにした。
 - ③ 〔共通事項〕の設定
表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示す。〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して指導し、形や色彩、材料などの性質や、それらがもたらす感情を理解したり、対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力が十分育成されるようにした。
 - ④ 表現形式などの取扱い
スケッチや映像メディア、漫画、イラストレーションなどは、生徒が学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、自分の表現意図に合う表現形式や表現方法などを選択し創意工夫して表現できるように配慮事項に示した。

4 授業改善のポイントについて

- 生徒の姿を基に授業改善をする。
 - ・ 今日の授業の言語活動は、生徒の発想や構想の能力を育むものになっていたか、鑑賞の能力を育むものになっていたかなど、生徒一人一人の美術の基礎的な能力を伸ばすものになっているか、再度見直す。
- 指導計画の作成に当たっては、形や色彩、イメージなどの〔共通事項〕を視点に、育てようとする資質や能力を具体的に育成できるような言語活動の充実を図るよう工夫する。
- 材料や場所の特徴、表したいことや用途などについて、考えたことを伝え合ったり、形や色、材料の感じなどを生かして表現するなどの学習を一層重視する。
- 新たに題材を設定するのではなく、これまで行ってきた題材を見直し、学習指導要領の目標に準拠した形で目標や評価規準を見直した題材を設定する。

5 言語活動の充実について

- 美術科における言語活動は、非言語で捉えたことを、喩えたり見立てたり置き換えたりすることで表現や鑑賞を深めていくための重要な活動であることを踏まえ、一層の充実を図る。
- 表現や鑑賞の能力を育成する観点から、造形的な見方考え方を働かせ、創造活動を通して、形や色彩、材料や光などがもたらす感情効果などを理解し、説明し合ったり、作品などに対する自分の価値意識を持って批評し合うなどして見方や感じ方を深めたりよさや美しさなどを広く味わったりするなどの活動を工夫する。
- 指導計画の作成に当たっては、形や色彩、イメージなどの〔共通事項〕を視点に、育てようとする資質や能力を具体的に育成できるような言語活動の充実を工夫する。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 学習指導要領の目標と内容及び生徒の実態等を踏まえて、題材の目標を設定する。
- ② 題材の目標に準拠して評価するために、観点別に評価規準を設定する。
- ③ 「指導と評価の計画」に位置付ける。

(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」、福島県教育委員会「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参考にする。)

- ④ 評価の位置付けにあたっては、題材や授業のねらいを踏まえ、〔共通事項〕の視点から育みたい資質や能力を明確にして指導計画に位置付ける。(P D C Aサイクルの視点)

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 活動と学びの関係性から学習・指導の改善と充実を行った上で、活動の中でどのような指導をしてどのような力が身についたのかを見取る学習評価を行う。
- ② 指導の目標及び内容と対応した形で評価規準を設定し、評価方法を工夫する。観点の内容に応じて、観察、生徒との対話、ワークシート、作品等、評価方法の工夫・改善を図る。
- ③ 日常的に行うという側面の他に、題材の長い区切りの中で「おおむね満足できる」状況にあるかどうかを評価する。また、年間計画におけるバランスや位置付けも十分検討する。
- ④ 創造的に考えて表現したり鑑賞したりする学習の充実を図り、それらの学習活動を生徒自らが振り返り、次の学びにつないでいくようなサイクルを生む評価ができる学習活動の工夫をする。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 美術科ならではの視点をより重視し、知性と感性の両方を働かせて対象を捉えることを大切にしたい教育課程の編成と題材の設定を心がける。
- 美術館や伝統工芸などの地域の施設や文化財を活用したり、地域で活躍する作家や職人の話を聞く時間を設定したりするなど、美術と社会とのかかわりを考えることができるよう配慮して年間指導計画を作成する。

体 育 (小)

1 学習指導要領 教科の目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

2 体育科改訂の趣旨

- (1) 小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科については、その課題を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際、心と体をより一体としてとらえ、健全な成長を促すことが重要であることから引き続き保健と体育を関連させて指導することとする。また、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視し、学校段階の接続及び発達の段階に応じて**指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る。**」としている。
- (2) 体育については、「体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、道筋を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて**理論的思考力を育む**ことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、**指導内容を整理し体系化を図る。**」としている。
- (3) 保健については、「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の改善を図る。その際、**小・中・高等学校を通じて系統性のある指導**ができるように、子どもたちの**発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。**また、生活習慣の乱れやストレスなどが健康に影響することを学ぶことが重要であり、健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全などの内容の改善を図る。特に、小学校低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。」としている。

3 改訂の要点

- (1) 改訂の方針
 - ① 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培う観点を重視し、各種の**運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、児童の発達の段階を踏まえ指導内容の明確化を図ること。**
 - ② 指導内容の確実な定着を図る観点から、**運動の系統性**を図るとともに、運動を一層弾力的に取り上げることができるようにすること。
 - ③ 体力の向上を重視し、「**体づくり運動**」の一層の充実を図るとともに、学習したことを家庭などで生かすことができるようにすること。
 - ④ 保健については、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、運動領域と関連を図った指導をすること。
 - ⑤ 健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、**系統性のある指導**ができるよう健康に関する内容を明確にすること。
 - (2) 目標及び内容の改訂の要点
 - ① 目標について
 - 「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる。」ことを明確に示すとともに、この「運動に親しむ資質や能力の育成」と「健康の保持増進」、「体力の向上」の三つの具体的目標が引き続き相互に密接に関連していることを示した。
 - ② 内容について
 - ア 指導内容の明確化・体系化 イ 体力向上の重視 ウ 運動の取上げ方の弾力化 等
- A 体づくり運動 B 器械運動系 C 陸上運動系 D 水泳系 E ボール運動系
F 表現運動系 G 保健
その他、集団行動、雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動等の取扱い

4 授業改善のポイントについて

◎ 学習指導要領の趣旨に基づいた授業づくり

ポイント1 運動の楽しさを味わえるようにし、指導内容の明確化を図る

◇ 運動の特性に応じた楽しさを体感させるとともに、実態を考慮した楽しみ方も押さえ、

「技能」「態度」「知識、思考・判断」の内容を確実に把握した指導を実施する。

ポイント2 個に応じた指導の充実を図るとともに、ICTを積極的に活用する

- ◇ 運動が苦手な児童や前向きでない子供へのアプローチを工夫したり、動きを動画・静止面で撮影・再生し、課題の確認・明確化を図れるICT機器を活用したりする。

5 言語活動の充実について

ポイント1 知的活動（論理や思考）、コミュニケーションや感性・情緒に関すること

- ◇ 互いの考えを伝え合い、自分の考えや集団の考えを発展させたり、感じたことを言葉や動作にし、それらを用いて交流したりする。

ポイント2 言語活動を手立てとし、体を動かすことを通して、言語活動の充実を図る

- ◇ 動きながらの言語活動に配慮して、運動従事時間の確保を図り、指導内容に関連した言語活動の実施により指導の充実を図る。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

単元の「指導と評価の計画」を作成するに当たっては、「単元の評価規準」や「学習活動に即した評価規準」は「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター）の「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」等を参考とする。

単元の評価規準設定例 第3学年 F 表現運動の例

	運動への関心・意欲・態度	運動についての思考・判断	運動の技能
単元の評価規準	<ul style="list-style-type: none"> ・ リズムの特徴を捉えて踊る楽しさや喜びに触れることができるよう、リズムダンスに進んで取り組もうとしている。 ・ 運動の行い方の決まりを守り、友達と励まし合って練習や発表、交流をしようとしている。 ・ 運動する場の安全を確かめようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リズムダンスのリズムの特徴や動きのポイントを知るとともに、自分に合った課題を選んでいる。 ※第4学年：見つけている ・ よい動きを知るとともに、友達のよい動きを自分の踊りに取り入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽快なリズムに乗って全身で踊ることができる。



学習活動に即した評価規準	<ul style="list-style-type: none"> ① リズムダンスを楽しむための活動に、進んで取り組もうとしている。 ② 決まりを守り、友達と励まし合ったり教え合ったりして練習や発表、交流をしようとしている。 ③ 場の安全を確かめて活動しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ロックやサンバのリズムの特徴や動きのポイントを知るとともに、自分に合ったリズムを選んでいる。 ② 友達のよい動きを見付けまねしたり、自分の踊りに取り入れたりしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① いろいろなリズムに乗って、全身で弾んで踊ることができる。 ② 友達と調子を合わせて踊ることができる。
--------------	--	--	---

(2) 指導に生きる評価の進め方

具体的に指導した内容と学習活動に即した評価を行い、学習評価をその後の学習指導や評価方法の改善に生かすこと。（指導と評価の一体化）

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 学校や児童の実態と照らし合わせ、課題を整理するとともに、現行の指導計画を見直すこと。
- 2年間を大きな単元のように捉え、2学年ごとの指導内容を確実に積み上げることができる指導計画とすること。
- 体づくり運動の時数について適切な時数を確保すること。
- 技能、態度、思考・判断の内容がバランスよく指導できるように計画すること。

8 教科に関係する事業等

- 体力向上に関する体育指導担当者研修会
- 体力向上指導者養成研修事業
- 小中高等学校体育担当者連絡協議会
- ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト事業

保健体育（中）

1 学習指導要領 教科の目標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

2 保健体育科改訂の趣旨

- (1) 小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科については、その課題を踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際、心と体をより一体としてとらえ、健全な成長を促すことが重要であることから、引き続き保健と体育を関連させて指導することとする。また、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視し、学校段階の接続及び発達の段階に応じて**指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る。**」としている。
- (2) 体育については、「体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーション能力を育成することや、道筋を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて**理論的思考力を育む**ことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、**指導内容を整理し体系化を図る。**」としている。また、武道については、「その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。」としている。
- (3) 保健については、「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、一層の内容の改善を図る。その際、**小・中・高等学校を通じて系統性のある指導**ができるように、子どもたちの**発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る**。また、生活習慣の乱れやストレスなどが健康に影響することを学ぶことが重要であり、健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、心身の発育・発達と健康、生活習慣病などの疾病の予防、保健医療制度の活用、健康と環境、傷害の防止としての安全などの内容の改善を図る。

3 改訂の要点

- (1) 改訂の要点
 - ① 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、**運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、発達の段階のまとまりを考慮し、小学校、中学校及び高等学校を見通した指導内容の体系化を図ること。**
 - ② 指導内容の確実な定着を図る観点から**指導内容を明確に示す**とともに、学校段階の接続を踏まえ、**第1学年及び第2学年においては、領域の取り上げ方の弾力化を図ること。**
また、第3学年においては、特性や魅力に応じた選択のまとまりから選択して履修できるようにすること。
 - ③ 体力の向上を重視し、「体づくり運動」の一層の充実を図るとともに、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるようにすること。
 - ④ 基礎的な知識の確実な定着を図るため、発達の段階を踏まえて知識に関する領域に共通する内容に精選するとともに、各領域との関連で指導することが効果的な内容については、各領域で取り上げるよう整理すること。
 - ⑤ 保健分野においては、個人生活における健康・安全に関する内容を重視し、指導内容を改善すること。
 - ⑥ また、健康の保持増進のための実践力の育成のため、自らの健康を適切に管理し、改善していく**思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるよう内容を明確にすること。**
- (2) 内容及び内容の取扱いの改善の要点
 - ① 「体づくり運動」については、「体力を高める運動」において、運動を「組み合わせる運動の計画に取り組むこと」を内容として新たに示した。また、授業時数を各学年7単位時間以上を配当することを示した。
 - ② 「水泳」においては、従前示していた「クロール」「平泳ぎ」「背泳ぎ」に加えて「バタフライ」を新たに示した。また、第3学年においては「複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること」を新たに示した。
 - ③ 「球技」については、攻防を展開する際に共通してみられるボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての学習課題に着目し、相手のコートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」、ネットをはさんで攻防を楽しむ「ネット型」、攻守を交換して楽しむ「ベースボール型」に分類した。
 - ④ 「体育理論」においては、高等学校への接続を考慮して単元を構成し、各学年3単位時間以上配当することを示した。
 - ⑤ 保健領域については、新たに、二次災害によって生じる傷害に関する内容、医薬品に関する内容を取り扱うこととした。

4 授業改善のポイントについて

◎ 学習指導要領の趣旨に基づいた授業づくり

ポイント1 学習指導要領および解説の確実な理解

- ◇ 第1学年及び第2学年では、運動の特性や魅力に触れる時期であることを配慮し、すべての領域を履修させるとともに、第3学年は、自ら探求したい運動を選び始める時期として、発達の段階を十分に踏まえて指導する。

ポイント2 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた資質や能力の育成

- ◇ 各学校で、保健体育科で、各単元で、本時の授業で、どのような資質や能力をどうやって身に付けさせるのかを明確にする。

5 言語活動の充実について

ポイント1 運動量の確保と言語活動の質的向上

- ◇ 体育分野では、技能、態度、知識、思考・判断をバランスよくはぐくむことで、結果として言語活動の充実に資することに留意する。

ポイント2 論理的思考を育む言語活動の工夫

- ◇ 保健分野では、健康に関わる概念や原則をもとに、自分たちの生活や事例と比較したり関係を見付けたりしたことについて筋道を立てて説明するなどの活動を充実する。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

単元の「指導と評価の計画」を作成するに当たっては、「単元の評価規準」や「学習活動に即した評価規準」は「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター）の「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」等を参考とする。

単元の評価規準設定例 第1学年 B 器械運動の例

	運動への 関心・意欲・態度	運動についての思考・判断	運動の技能	運動についての 知識・理解
学習活動に即した評価規準	① 器械運動の学習に積極的に取り組もうとしている。 ・よい演技を認めようとしている。 ② 分担した役割を果たそうとしている。 ・仲間の学習を援助しようとしている。 ・健康・安全に留意している。	① 学習する技の合理的な動き方のポイントを見付けている。 ・課題に応じて、技の習得に適した練習方法を選んでいる。 ・学習した技から、構成に適した技の組み合わせ方を見付けている。 ・仲間と学習する場面で、仲間のよい動きなどを指摘している。 ② 仲間と学習する場面で、学習した安全上の留意点を当てはめている。	① マット運動では、回転系や巧技系の技を組み合わせるための、滑らかな基本的な技ができる。	① 器械運動の特性や成り立ちについて、学習した具体例を挙げている。 ② 技の名称や行い方について、学習した具体例を挙げている。 ・器械運動に関連して高まる体力について、学習した具体例を挙げている。

※ 第1学年の評価規準を「○囲み数字」で、第2学年の評価規準を「・」で表記している。

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 具体的に指導した内容と学習活動に即した評価を行い、学習評価をその後の学習指導や評価方法の改善に生かすこと。（指導と評価の一体化）
- ② 「思考・判断」及び「知識・理解」の評価は、発言内容やワークシート・学習カードへの記入内容に基づき、指導後、間をあげずに評価機会を設定する。また、「技能」「関心・意欲・態度」の評価は、指導後、一定の期間を設けて適切な時期に評価機会を設定する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じた12年間を見通した年間指導計画を作成すること。
- 第1学年及び第2学年では、2年間分の指導内容が示されているので、1年間で実施するのか、2年間に分けて実施するか検討すること。
- 保健分野の授業時数（48時間程度）は、3学年間で適切な時期にまとまった時数を配当すること。

8 教科に関係する事業等

- 地域スポーツ人材の活用実践支援事業
- 武道等指導推進事業
- 体力向上に関する体育指導担当者研修会
- 体力向上指導者養成研修事業
- 小中高学校体育担当者連絡協議会
- ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト事業

家庭（小）

1 学習指導要領 教科の目標

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にすることを心がけ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

2 家庭科改訂の趣旨

- (1) 家庭科、技術・家庭科については、その課題を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を通して、家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する観点から、その内容の改善を図る。その際、他教科等との連携を図り、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する。
なお、家庭科、技術・家庭科家庭分野については、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する観点から、子どもたちの発達段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。
- (2) 社会の変化に対応し、次のような改善を図る。
少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。また、心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ観点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。
- (3) 体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するために、自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。
- (4) 家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

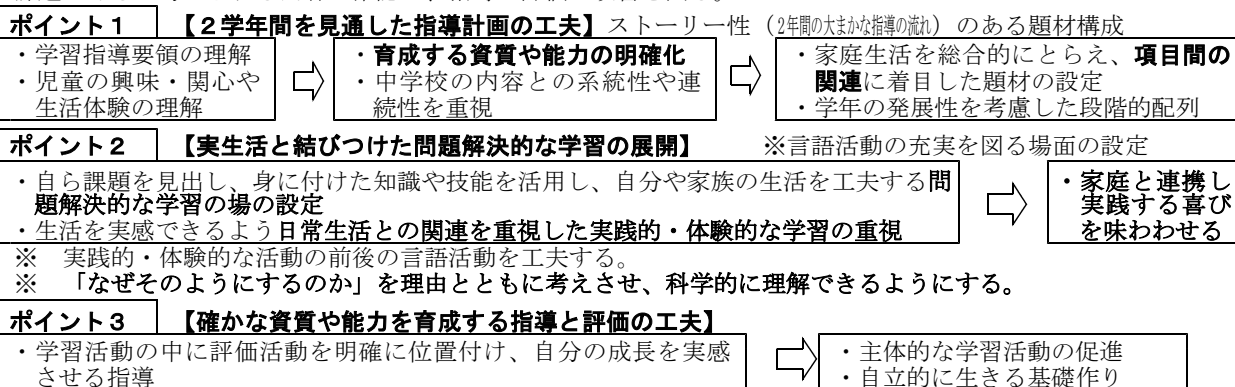
3 改訂の要点

生活を工夫する楽しさやものをつくる喜び、家族の一員としての自覚をもった生活を実感するなど、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を通して、自分の成長を自覚し家庭生活を大切にすることを心がけ、生活を支える基礎的・基本的な能力と実践的な態度を育成することを重視し、次のような改善を図る。

- (1) 学習内容の改善・充実
 - ① 内容構成の改善（**中学校の内容との体系化**を図り、生涯の家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する観点から、「A家庭生活と家族」、「B日常の食事と調理の基礎」、「C快適な衣服と住まい」、「D身近な消費生活と環境」の4つの内容で構成する。）
 - ② **ガイダンス的な内容の設定**（**小学校第4学年までの学習を踏まえた2学年間**の学習のガイダンス的な内容を設定する。）
 - ③ **家族・家庭に関する教育の充実**（家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえ、家庭生活と家族の大切さに気付くことを重視する。）
 - ④ **食生活に関する内容の充実**（**生活や学習の基盤となる食育の推進**のため、食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動を一層重視する。）
 - ⑤ **主体的に生きる消費者をはぐくむ視点の重視**（身の回りの生活における金銭の使い方や物の選び方、環境に配慮した物の活用などの学習について、**他の内容との関連を明確にし、実践的に学ぶ学習を充実**する。）
- (2) 言語力の育成・活用の重視
 - ① 衣食住などの生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動を充実する。
 - ② 言葉や図表などを用いて考えたり説明したりする学習活動を充実する。

4 授業改善のポイントについて

◎ **学習指導要領実施状況調査（国立教育政策研究所教育課程センター平成27年2月公表）**を踏まえた指導と評価の改善課題のあると考えられる内容の確認し、指導と評価の改善を図る。



5 言語活動の充実について

ポイント1 教科の特質を踏まえた言語活動の位置付け

- 教科の特質を踏まえた実践的・体験的な学習活動を通して充実を図る。

ポイント2 学習指導案への明確な位置付け

- 本時に位置付ける話し合いがどのような特徴をもつ話し合いかを明確にする。

ポイント3 言語活動の適切な評価

- 指導のねらいが言語活動を通じてどう表現されたかを評価する。(付けた力を明確にする) さらに、「生活を創意工夫する能力」の評価規準を的確に設定する

- ◎ 言葉を豊かにし、知識及び技能を活用して生活の課題を解決する能力を育む観点から、「生活の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動」や「言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動」を充実する。

参照:「言語活動の充実に関する指導事例集 小学校版 ～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～」

(平成22年12月文部科学省) 展開例:「ボイル博士の技を究める」～ゆで方大研究～

- ① 本時のねらいに迫る学習課題を明確にする。(課題を明確にするための学習カードの工夫)
- ② 子どもの考えや気付きを自分の言葉でワークシート等に記入できるようにする。
 - ・【実習レポートの工夫例】
気付いたこと、発見したこと、疑問に思ったこと、うまくいかなかったことやその原因などを言葉や絵で記入できるようにする。
 - ・【言葉を実感を伴って理解する学習活動例】
「沸騰」「ゆでる」を調理・観察・味わうという学習活動で理解させる。
- ③ グループで自分の考えや気付きを話し合い、考えをまとめ、再度記入できるようにする。(ジグソー学習等による発表の工夫)
- ④ 学級で発表し合い、自分たちの言葉でまとめる。
(※考えた過程が分かるようにレポート等の記入欄の工夫)

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 家庭科では、内容相互の関連を図り、題材を構成して指導することから、「題材の評価規準」は、題材の指導目標を明確にして複数の内容の「評価規準に盛り込むべき事項」及び「評価規準の設定例」を参考にして設定する。
- ② 「学習活動に即した評価規準」については、題材における子どもの具体的な学習活動を想定して、「評価規準の設定例」を参考に設定する。その際、その時間のねらいや学習活動に照らして、毎時間4観点について評価するのはなく、いずれかの観点到重点を置くなど適切に設定することが大切である。
- ③ 2学年間を見通した指導計画を基に、題材で指導する内容、育てる資質・能力を明確にして評価計画を立てる。
(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」福島県教育委員会「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」等を参考にする。)

(2) 指導に生きる評価の進め方 *指導と評価のPDCAサイクルの充実

- ① 評価方法の工夫改善
 - ・様々な評価方法の中から、その場面における児童の学習状況を的確に評価できる方法を選択する。(自己評価や相互評価の工夫・ワークシート等への記述内容の工夫等)
- ② 評価時期の工夫
 - ・授業改善のための評価:日常的に実施
 - ・児童の状況を記録するための評価:ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期

7 教育課程編成・実施上の留意点

○ 指導計画作成上の留意点 (主なもののみ記載)

- ・ 「B 日常の食事と調理の基礎」の(3)及び「C 快適な衣服と住まい」の(3)については、学習の効果を高めるため、2学年にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画すること。
- ・ 2学年間を見通した指導計画の作成では、題材の構成、A家庭生活と家族の(1)のAの指導内容、段階的な題材の配列について工夫する。

○ 内容の取扱いと指導上の留意点 (主なもののみ記載)

- ・ 「B 日常の食事と調理の基礎」については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア (2)のA及びイについては、五大栄養素と食品の体内での主な働きを中心に扱うこと。
 - イ (3)のエについては、米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることにも触れること。
 - ウ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。
- ・ 「C 快適な衣服と住まい」については、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 人間を取り巻く快適な環境を作り出す要素として衣服と住まいをとらえる視点から、これらに関連させて効果的な学習活動を展開すること。
 - イ 課題選択となっていた「暖かさ、風通し、明るさなど」を「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」と改め、すべての児童に学習させること。
- ・ 教育環境の整備と安全確保
 - ア 備品を計画的に整備すること。
 - イ 熱源、用具、機械などの扱い方や用具の配置の仕方、食品等の安全で衛生的な取扱いなど安全を確保すること。**ガスの漏洩防止、ジャガイモによる食中毒防止、調理に使用する食品は、生の魚や肉は使用しないこと。**(総合的な学習の時間等においても同様とし、持参の場合の保管時間と方法も留意すること)

○ 消費者教育の推進 (消費者教育の推進に関する基本的な方針が平成25年6月28日閣議決定)

- 学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に、消費者教育の実施。各教科等の関連・連携。

8 教科に関係する事業等

- ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業 (朝食について見直そう週間運動・ふくしまっ子ごはんコンテスト)

技術・家庭（技術分野）（中）

1 学習指導要領 教科の目標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

2 技術・家庭科改訂の趣旨

- (1) 技術・家庭科については、その課題を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を通して、生活に必要な情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を重視する観点から、その内容の改善を図る。なお、技術分野については、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、目標や内容の改善を図る。
- (2) 社会の変化に対応するため、持続可能な社会の構築や勤労観・職業観の育成を目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。また、情報通信ネットワークや製品の安全性に関するトラブルの増加に対応し、安全かつ適切に技術を活用する能力の育成を目指す指導を充実する。
- (3) 体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するために、自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。
- (4) 家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

3 改訂の要点

(1) 分野の目標

技術分野においては、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、改善を図った。

(2) 分野の内容構成等

- ① 現代社会で活用されている多様な技術を次の4つの内容に整理し、すべての生徒に履修させることとした。

「A材料と加工に関する技術」 「Bエネルギー変換に関する技術」 「C生物育成に関する技術」 「D情報に関する技術」

- ② 技術・家庭科を体系的に行う観点から、小学校での学習を踏まえ中学校での3年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、内容「A材料と加工に関する技術」に「(1)生活や産業の中で利用されている技術」という項目を設定し、第1学年の最初に履修させることとした。
- ③ 基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度をはぐむことを明確にするために、各内容は次のア～ウの3つで構成した。

ア「広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」 イ「それらの技術を使用したものづくり（製作・制作・育成）を行う項目等」
ウ「ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ、現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力を育てる項目等」

- ④ 指導に当たっては、ものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを使用して考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮することとした。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1

3年間を見通した全体的な指導計画の工夫

- 生徒の特性や生活体験等の把握
- 育てたい能力と指導の時期の位置付け
- 身近な生徒と関連させた個に応じた題材の設定



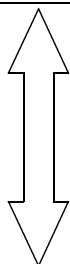
ポイント2

実生活との関連を図った問題解決的な学習の展開

- 生活を主体的に見つめ、その充実と改善を目指す実践的・体験的な学習を重視
「なぜ」「どのようにすれば」と意識した計画、実践、反省・評価という一連の学習活動を重視した意図的計画的な授業を設計する。
- 地域の人々及び地球規模の視点に立って生活上の問題解決を図る望ましい価値観の育成
生徒が個々の課題に直面したときのよりどころとなる価値観を育成する。

言語活動の充実

課題解決のために言葉や設計図等の図表及びものづくりに関する概念などを用いて考えたり、説明したりする。
(工夫・創造)
実習等の結果を整理し考察する。



ポイント3



学習指導に生きる評価の工夫

- 授業の改善のための評価（指導と評価の一体化）
実践的・体験的に学ぶ場や問題解決的な学習の意図的・計画的な位置付けを図り、評価の時期と内容を適切に設けて、その累積に努める。
- 生徒の主体的な学習活動を促す評価
自己評価や相互評価を学習過程に効果的に位置付け、生徒の自己理解を支援する。

5 言語活動の充実について

ポイント1 教科の特性を踏まえた言語活動の位置付け

- ◇ 習得した知識・技能を活用し、課題を解決するために思考・判断・表現させる活動を充実させる。
- ◇ 各内容A～Dにおける設計・計画の場面を適切に設定する。
- ◇ 技術科の特質を踏まえ、生活における課題を解決するために、言葉だけでなく、設計図や回路図といった図表及びものづくりに関する概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動を充実させる。

ポイント2 学習指導計画への位置付け

- ◇ 内容A～Dの技術の評価と活用の場面で、自分なりの考えをまとめさせる学習活動を位置付ける。
- ◇ 身につけさせたい能力（工夫し創造する力）が必要な場面を意図的に設定し、そこに言語活動を位置付ける。

ポイント3 言語活動の適切な評価

- ◇ 言語活動を通して育成された思考力・判断力・表現力等について対応する観点（生活を工夫し創造する能力）で適切に評価する。
- ◇ 同じ題材でも、指導する学年や時期によって、評価規準のレベルの適正化を図る。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 地域や学校の実態、生徒の発達段階や興味・関心、分野間及び他教科等との関連等を考慮し各学校が定めた履修学年や授業時数を踏まえ、題材の目標を設定する。
- ② 題材の目標に準拠して評価するために観点別の評価規準を設定する（国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準に盛り込むべき事項」を参照する）。
- ③ 各学校が定めた各項目に配当する授業時数や学習活動等を踏まえて授業の目標を明確にし、その目標に準拠して観点別の評価規準を設定する（「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準の設定例」「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」等を参考にする）。

(2) 指導に生きる評価の進め方

観点ごとの次の配慮事項を踏まえ評価を行う。

- ① 生活や技術への関心・意欲・態度
提出物の状況や発言回数といった表面的な状況を把握するよりも、発言や学習カードの記入内容から生徒の思いや願いを読み取るようにする。
- ② 生活を工夫し創造する能力
製作図や回路図、フローチャート等を用いて考えさせ、その記入内容から、生徒が解決策をどのように考え出したのかを読み取るようにする。
- ③ 生活の技能
最終的に完成した製作品とともに、通常の作業状況の観察や実技テストなどから多面的に評価する。
- ④ 生活や技術についての知識・理解
ペーパーテストや学習カードの記入内容から、必要な事項を指摘できるか、技術と社会や環境との関わりを説明できるかを確認するようにする。

7 教育課程編成・実施上の留意点

特に下記の点に留意し、中学校3年間を見通した全体的な指導計画を作成する。

- 題材の設定
- 問題解決的な学習の組織
- 実践的・体験的な学習活動の工夫
- 教室環境の整備、安全面についての整備

技術・家庭（家庭分野）（中）

1 学習指導要領 教科の目標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

2 技術・家庭科改訂の趣旨

- (1) 家庭科、技術・家庭科については、その課題を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を通して、家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する観点から、その内容の改善を図る。その際、他教科等との連携を図り、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する。
なお、家庭科、技術・家庭科家庭分野については、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する観点から、子どもたちの発達段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。
- (2) 社会の変化に対応し、次のような改善を図る。
少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。また、心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。
- (3) 体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するために、自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。
- (4) 家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

3 改訂の要点

(1) 分野の目標

家庭分野においては、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、これからの生活を展望して、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度の育成を重視し、改善を図った。

(2) 分野の内容構成等

- ① 小学校家庭科の内容との体系化を図り、中学生としての自己の生活の自立を図る観点から、次の4つの内容に整理し、すべての生徒に履修させることとした。

「A家族・家庭と子どもの成長」「B食生活と自立」「C衣生活・住生活と自立」「D身近な消費生活と環境」

- ② 家庭分野においては、「生活の課題と実践」に関する指導事項を設定し、3事項の中から3学年間で1又は2事項を選択して履修させることとした。
- ③ 技術・家庭科の指導を体系的に行う観点から、小学校での学習を踏まえ中学校での3年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、内容「A 家族・家庭と子どもの成長」に「(1)自分の成長と家族」という項目を設定し、第1学年の最初に履修させることとした。
- ④ 社会の変化に対応するため、各内容において次のような内容を重視した。

- | | |
|---|--|
| A | 幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の役割に気付く幼児ふれあい体験などの活動を重視 |
| B | 食生活の自立を目指し、中学生の栄養と献立、調理や地域の食文化などに関する学習活動を重視 |
| C | 衣生活と住生活の内容を人間を取り巻く身近な環境としてとらえ、布を用いた物の製作を設けるなど、衣生活や住生活などの生活を豊かにするための学習活動を重視 |
| D | 消費者としての自覚や環境に配慮した生活の工夫に関わる学習について、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を重視 |

- ⑤ 指導に当たっては、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを使用して考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮することとした。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1

3学年間を見通した系統的な指導計画の工夫

- 生徒の特性や生活体験等の把握
- 育てたい能力と指導の時期の位置付け
- 身近な生徒と関連させた個に応じた題材の設定

言語活動の充実

課題解決のために言葉や献立、製作計画表等の図表及びものづくりに関する概念などを用いて考えたり、自分の言葉で説明したりする。実習等の結果を整理し考察するなどの学習を充実させる。

ポイント2

実生活との関連を図った問題解決的な学習の展開

- 生活を主体的に見つめ、その充実と改善を目指す実践的・体験的な学習活動を重視
「なぜ」「どのようにすれば」を意識した計画、実践、反省・評価という一連の学習活動を重視した意図的な授業を設計する。
- 地域の人々及び地球規模の視点に立って生活上の問題解決を図る望ましい価値観を育成
生徒が個々の課題に直面したときのよりどころとなる価値観を育成する。
- 家庭との連携を図り、実践の場を確保する。

ポイント3

学習指導に生きる評価の工夫

- 授業の改善のための評価（指導と評価の一体化）
実践的・体験的に学ぶ場や問題解決的な学習の意図的・計画的な位置付けを図り、評価の時期と内容を適切に設けて、その累積に努める。
- 生徒の主体的な学習活動を促す評価
自己評価や相互評価を学習過程に効果的に位置付け、生徒の自己理解を支援する。

5 言語活動の充実について

ポイント1 教科の特質を踏まえた言語活動の位置付け

- 教科の特質を踏まえて、実践的・体験的な学習活動を通して充実を図る。

ポイント2 学習指導案への明確な位置づけ

- 本時に位置付ける話し合いがどのような特徴をもつ話し合いかを明確にする。

ポイント3 言語活動の適切な評価

- 指導のねらいが言語活動を通じてどう表現されたかを評価する（付けたい力を明確にする）。さらに、「生活を工夫し創造する能力」の評価規準を的確に設定する。
- ◎ 知識及び技能を活用して生活における課題を解決する能力を育む観点から、「**実習等の結果を整理し考察する学習活動**」や「**言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動**」を充実する。
【実習等の結果を整理し考察する学習活動例】
 - * 体験から感じ取ったことや気付いたことをまとめたり、その結果を整理し考察したり、共有したりする活動の工夫をする。体験したことが客観性や科学性を伴う理解となる。
 - 調理実験の結果を正確に記述し考察する。
 - 調理のできばえが悪かった理由を食品の調理性を基に考え発表する。
 - 幼児と触れ合う活動の後に、体験から感じ取ったことをまとめ考察し、発表する。
【言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動例】
 - 食事点検や住まいの安全点検などから、献立表や室内の安全マップなどの図表を用いて自分の考えを発表する。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について *指導と評価のPDCAサイクルの充実

- ① 地域や学校の実態、生徒の発達の段階や興味・関心、分野間及び他教科との関連等を考慮し各学校が定めた履修学年や授業時数を踏まえ、題材の目標を設定する。
- ② 題材の目標に準拠して評価するために観点別に評価規準を設定する。
- ③ 各学校が定めた各項目に配当する授業時数や学習活動等を踏まえて授業の目標を明確にし、その目標に準拠して学習活動に即した評価規準を設定する。
(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準の設定例及び評価に関する事例」「福島県版生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参考。)

(2) 指導に生きる評価の進め方 観点ごとの次の配慮事項を踏まえて評価を行う。

- ① 【生活や技術への関心・意欲・態度】授業中の発言や挙手の回数で安易に評価することがないように留意するとともに、事前に生徒の興味・関心の状況を把握しておき、ある程度長い区切りの中で、生徒の変容を評価する等の工夫を行うようにする。
- ② 【生活を工夫し創造する能力】結果としての創意工夫だけでなく、家庭生活に問題意識をもち、課題解決を目指して、工夫し創造する過程を含めて評価する。また、生徒が考えたり工夫したりしたことを言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなど、言語活動を中心とした表現に係る活動を通して評価する。
- ③ 【生活の技能】「日常食の調理や衣服の選択と手入れ、布を用いた物の製作などに関する基礎的・基本的な技術を身に付けているか」などについて評価することになるが、最終的に完成した製作品とともに、通常の作業状況の観察や実技テストなどから多面的に評価する。
- ④ 【生活や技術についての知識・理解】ペーパーテストのみならず、学習カード等の記入内容からも評価する。それゆえ、学習カード等の内容については工夫が必要である。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- (1) 学習指導要領を理解して、「**幼児と触れ合うなどの活動**」を位置付け「**生活の課題と実践**」の履修方法や時期を明確にする。
- (2) **3学年間を見通した指導計画と評価計画**を作成する。
 - 小学校における学習内容や他教科等の指導も含めた生徒の実態の把握
 - 生徒の実態及び指導時間等を踏まえた適切な題材の検討
 - 工夫し創造する能力や実践的な態度を育てる指導方法と評価方法の検討
- (3) 教育環境を整備する。
 - ミシン等必要な備品の計画的な整備
 - 幼稚園（保育所）等関係施設との連携
 - 安全面の検討（・幼児に対する配慮や安全確保 ・校外学習の安全確保）
 - 調理実習時の安全（ガス）と衛生（生の食品*食中毒の予防、安全で衛生的な扱い方、保管のし方）
- (4) 学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に、消費者教育の実施（消費者教育の推進に関する基本的な方針が平成25年6月28日閣議決定）

8 教科に関係する事業等

- ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業（朝食について見直そう週間運動、ふくしまっ子ごはんコンテスト）

外国語（英語）（中）

1 学習指導要領 教科の目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

2 外国語（英語）科改訂の趣旨

- (1) 「聞くこと」や「読むこと」を通じて得た知識について、自らの体験や考えなどと結びつけながら活用し、「話すこと」や「書くこと」を通じて発信することが可能となるよう、4技能を総合的に育成する指導を充実する。
- (2) 指導に用いられる教材の題材や内容については、外国語学習に対する関心や意欲を高め、外国語で発信しうる内容の充実を図る等の観点を踏まえ、4技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるようにする。
- (3) 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能の総合的な指導を通じて、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに、その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、文法指導を言語活動と一体的に行う。また、コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう、指導すべき語数を充実する。
- (4) 「聞くこと」、「話すこと」という音声面での指導については、小学校での外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度等の一定の素地が育成されることを踏まえ、指導内容の改善を図る。併せて、「読むこと」、「書くこと」の指導の充実を図ることにより、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の四つの領域をバランスよく指導し、高等学校やその後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う。

3 改訂の要点

- (1) 目標について
小学校に外国語活動が導入され、「聞くこと」、「話すこと」の音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることになったことを踏まえ、「聞くこと」、「話すこと」に加え、「読むこと」、「書くこと」を明示することで、小学校における外国語活動ではぐくまれた素地の上に、四技能を総合的に育成することとしている。同じ趣旨で、英語の目標において、「聞くこと」、「話すこと」の領域にかかわる記述に含まれていた「慣れ親しみ」という文言を削除している。
- (2) 内容について
 - ① 言語活動
 - ア 内容については、その構成は変わっていないが、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の各領域ごとに示す言語活動の指導事項をそれぞれ1項目ずつ追加または再編成して、各5項目とし充実を図っている。詳細については、中学校学習指導要領解説「外国語編」（以下、外国語編）で確認する。
 - イ 授業時数を各学年105時間→140時間に増加させ、言語活動の充実を通じて言語材料の定着を図るとともに、コミュニケーション能力の一層の育成を目指している。
 - ウ 言語活動の弾力的展開を可能にするために、4領域の言語活動の指導事項は、3年間を通して一括して示されており、生徒の学習の習熟の程度に応じて3学年間で必要な内容を繰り返して指導するなど、教師が創意工夫しやすい構成となっている。
 - ② 言語活動の取扱い
 - ア 言語活動の取扱いは、「3年間を通して配慮すべき事項」と「各学年の指導において配慮すべき事項」について示されているので、詳細は、「外国語編」で確認する。
 - イ 言語活動を行うに当たって取り上げるべき「言語の働きの例」については、小学校と高等学校における分類との対応関係をわかりやすくするために統一を図り、下の五つに整理された。

a コミュニケーションを円滑にする	b 気持ちを伝える	c 情報を伝える
d 考えや意図を伝える	e 相手の行動を促す	
 - ウ 「各学年の指導に当たって配慮すべき事項」については、第1学年で小学校における外国語活動を踏まえた言語活動への配慮事項が加えられている。
 - ③ 言語材料
 - ア より豊かな表現を可能にし、コミュニケーションを内容的により充実するために「900語程度までの語」から「1200語程度の語」
 - イ 「文型」→「文構造」という語を使用（文の構造自体に目を向けることを意図）
 - ウ 「関係代名詞、to不定詞、動名詞」については『基本的なもの』 } という制限を削除「受け身」については『現在形及び過去形』
 - ④ 言語材料の取扱い
 - ア 「理解の段階にとどめること」→制限をなくした。⇒表現の段階まで高める指導
 - イ 新たに、下記の4項目が追加された。
 - 発音と綴りとを関連付けて指導すること。
 - 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連づけて指導すること。
 - 語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。
 - 英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど、効果的な指導ができるように工夫すること。

4 授業改善のポイントについて

- (1) 授業は英語で行うことを基本に据え、クラスルーム・イングリッシュをはじめとして英語を計画的・段階的に使用し、生徒が英語に触れる時間や機会を増やす。

- (2) 単元や授業のねらいを明確にするとともに、単元構成・授業構成の改善を図り、ねらいに沿った活動や評価を設定するなどして、**指導と評価の一体化**を図る。
- (3) 学ぶ意欲を高め、思考力・判断力・表現力等を育むことができるよう**学習課題を精選**するとともに、言語材料を確実に定着させるための手立てを講じる。

5 言語活動の充実について

※「言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】(文部科学省)」「特定の課題に関する調査(英語:「書くこと」)(国立教育政策研究所教育課程研究センター)」参照

- (1) 4領域にわたり実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動を設定したり活用を通して文法事項等の言語材料の定着を図ったりするなどの学習活動を充実させる。また、具体的な場面や状況に応じて適切な表現を自ら思考・判断し活動できるようにする。
- (2) 4技能それぞれを高める学習活動を充実させるとともに、**技能を統合して活用する言語活動**などを通して、4技能をバランスよく育成することに留意する。
- (3) 活動の際には、言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。
- (4) モデルの提示や作品を次の活動に生かすなどの工夫をしながら、「書く」活動を計画的・継続的に設定し、「書く」ことへの関心・意欲を高めたり動機付けを図ったりする。

6 評価方法等の工夫改善について

※「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料(国立教育政策研究所教育課程研究センター)」(以降「参考資料」とする)参照

(1) 「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標の設定

『各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き(平成25年3月文部科学省)』等を参考に、**学校や生徒の実態を踏まえて「CAN-DOリスト」を作成する。**

＜設定の目的＞ ※各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き(文部科学省)参照

- ① 学習指導要領に基づき、外国語科の観点別学習状況の評価における「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」について、生徒が身に付ける能力を各学校が明確化し、主に教員が生徒の指導と評価の改善に活用すること。
- ② 学習指導要領を踏まえた、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能を総合的に育成し、外国語によるコミュニケーション能力、相手の文化的・社会的背景を踏まえた上で自らの考えを適切に伝える能力並びに思考力・判断力・表現力を養う指導につなげること。
- ③ 生涯学習の観点から、教員が生徒と目標を共有することにより、言語習得に必要な自律的学習者として主体的に学習する態度・姿勢を生徒が身に付けること。

＜評価方法＞

- 観点別学習状況の評価における「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」について、学習到達目標に対応した学習活動の特質等に応じて、多肢選択形式等の筆記テストのみならず、面接、エッセー、スピーチ等の**パフォーマンス評価**、活動の観察等、様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択する。

(2) 指導と評価の計画の作成について

- ① 学校や生徒等の実態を踏まえて、年間の指導と評価の計画を作成する。その際、各単元の目標や内容、学習活動を明確にして、観点を絞って評価するなど評価の重点化を行う。年間を通しては、どの観点もバランスよく評価するように系統的な計画作成に配慮する。
- ② 単元の指導に当たっての考え方(単元をどうとらえ、どのような力を身に付けさせたいかなど)を明確にし、目標とともに評価規準を具体的に設定する。(「参考資料-第2編の評価規準の設定例」参考)
- ③ 授業においては次の流れを参考にする。
「授業のねらいの焦点化・明確化」→「1時間の授業ごとに絞った評価規準、ねらいに対応した評価規準の設定(「評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例」を参照する。)」→「適切な評価方法の設定(評価の場面も適切に設定する)」

(3) 指導に生きる評価の進め方

- ① 「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参考に、評価についての理解を深めるとともに、「参考資料-第3編」の事例等を参考に適切に評価を進める。
- ② 観点別評価や総括的評価とともに、形成的評価も行いながら指導に生かす。
- ③ 「評価規準の設定例」に示されている各観点の「視点」を踏まえる。(「参考資料-第2編」参考)

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 学習指導要領、新しい学習評価の考え方、言語活動の充実等について理解を深めるとともに、小学校及び高校との円滑な接続を踏まえて教育課程を編成する。
- 指導計画の作成に当たっては、4技能のバランスのとれた育成を目指し、生徒や地域の実態に応じて学年ごとの目標を定め、3学年間を通して目標の実現が図れるようにする。その際、地域の小学校における外国語活動において、どの程度のコミュニケーション能力の素地が養われているのかを十分に把握した上で、特に第1学年の指導計画を作成する。
- 授業研究や交流授業の実施など**小中連携**が進められるよう努めるとともに、中高連携についても機会があるごとに情報交換等を行うようにする。

8 教科に関する事業等

- 授業改善のための「定着確認シート」活用実践事業 ○ 英語担当教員指導力向上事業
○ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 ○ 外国語指導助手の指導力等向上研修

道 徳（小・中）

※ 改正学習指導要領（平成27年3月告示）は、本年度から移行措置として一部または全部を改正学習指導要領に基づき指導を行うことが可能となっており、小学校は平成30年（中学校は平成31年）から全面实施する。

1 学習指導要領 道徳の目標

学習指導要領第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から（中学校）多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習（小学校）、人間としての生き方についての考えを深める学習（中学校）を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

2 改訂の基本方針

道徳教育の要である道徳の時間については、「特別の教科 道徳」として新たに位置付け、学習指導要領に定める道徳教育の目標を明確化し内容の体系化を図ることや、指導方法の工夫、児童生徒一人一人のよさを伸ばし成長を促すための評価の充実、検定教科書の導入、教員の指導力向上の推進、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など道徳教育の抜本的な改善・充実に向けた事項が示された中央審議会答申を踏まえ、次のような方針の下で改訂を行った。

- (1) これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として新たに位置付ける。
- (2) 目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と**関連性を明確**にした理解しやすい規定とする。
- (3) 内容をより発達の段階を踏まえた**体系的なもの**とするとともに、指導方法を**多様で効果的なもの**とするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図る。

3 改訂の要点

- (1) 教育課程上の位置付け
道徳の時間は、教科と共通する側面（学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶ）と、各教科にはない側面（学校の道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成する、原則として学級担任が担当することが望ましい、数値などによる評価はなじまない）があることを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付けた。
- (2) 目標の明確化
現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改めるとともに、従前の「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める」ことについて、「**道徳的諸価値**についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から（中学校）多面的・多角的に考え、**自己の生き方**についての考えを深める学習（小学校）、**人間としての生き方**についての考えを深める学習（中学校）」と、学習活動を具体化して示した。
- (3) 体系的な高め指導の効果を上げるための内容の改善
それぞれの内容を**端的に表す言葉を付記**するとともに、内容の視点については、児童・生徒にとつての対象の広がり即して整理し、その順序を改めた。また、**いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成**をはじめ、児童・生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、**情報モラルや持続可能な発展**などの**現代的な課題**の扱いについてその充実を示した。
- (4) 多様な指導方法の工夫
 - ① 児童・生徒が道徳的価値を自覚できるよう、対話や討論など**言語活動を重視**した指導、道徳的行為に関する体験的な学習や**問題解決的な学習**を重視した指導等、多様な指導方法の工夫について明示した。
 - ② 学校における道徳教育への理解と協力を得るとともに指導の効果を上げるため、積極的な**授業公開**や学校の道徳教育の全体計画・道徳に関する諸活動などの**情報の公表**、家庭や地域の人々が参加できる授業の工夫など、**家庭や地域との連携の強化**を明示した。
- (5) 人的・物的**環境整備**と**いじめの防止・安全の確保**
人間関係や環境を整え、児童生徒の豊かな体験の充実を図り、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活に生かされるようにするとともに、いじめの防止や安全の確保などにも資することとなるよう留意することを明示した。
- (6) 魅力的な教材の開発や活用の工夫
検定教科書以外に、児童・生徒が問題意識をもって**多面的・多角的**に考えたり感動を覚えたりするような充実した教材の開発・活用に努めることや、教材の具備すべき要件を示した。
- (7) 評価について
数値による評価は引き続き行わないこととし、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があるとした。具体的には、記述による「励まし、伸ばす」積極的評価を行うとした。

4 授業改善のポイント

- (1) 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、道徳科における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
 - ① 道徳教育推進教師を中心とし、全教師の参画、分担による機能的な協力体制のもと、環境を整備し、校内研修や情報交換等を通して学校全体の授業力を高める。
 - ② 児童生徒と教師、児童生徒相互の**信頼関係**や**温かい人間関係**を基盤におくとともに、**教師自らが児童生徒と共に自らの道徳性を養い、よりよく生きようという姿勢を大切にする。**
 - ③ 校長や教頭の参加や他の教職員との協力的な指導の工夫、問題解決的な学習や体験的な学習等の有効活用、多様な教材の開発とそれらを活用した指導の工夫、「私たちの道徳」や「ふくしま道徳教育資料集」の活用、他の教育活動との関連的な指導の工夫などを通して、児童生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- (2) 家庭や地域社会等との共通理解を深め、相互の連携を図りながら、道徳教育の充実を図る。**授業参観等による道徳の授業公開を積極的に実施するとともに、保護者や地域の人々、各分野の専門家、団体等外部人材の積極的な参加や協力を得ることで、道徳教育の一層の充実を図る。**
- (3) 学習指導過程における児童生徒の学習状況を確認することで教師自らの指導を評価し、授業や年間指導計画の改善と充実を図る。

5 多様な方法を取り入れた指導

今回の改訂は、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「**考える道徳**」、「**議論する道徳**」へと**転換を図る**ものであり、**道徳の特質を生かす**ことに効果があると判断した場合には、多様な方法を活用して授業を構想し、**問題解決的な学習**や**体験的な学習**などを有効に活用する。

(中学校) 生徒の発達の段階や特性などを考慮した上で、人間としての生き方について**多面的・多角的**に考え、**話し合いや議論すること**を通して、**主体的かつ自発的な学習**を展開できるように創意工夫する。

- 問題解決的な学習の工夫
 - ・ 主題に対する児童生徒の興味や関心を高める導入の工夫
 - ・ 他者の考えと比べ自分の考えを深める展開の工夫
 - ・ 主題を自分との関わりで捉え、自己を見つめ直し、発展させていくことへの希望がもてるような終末の工夫
 - ・ 教師の発問の仕方の工夫
 - ・ 話し合いにおける学習形態の工夫（一斉、ペア、少人数グループ）
- 言語活動を生かした学習展開の工夫
- **道徳的行為に関する体験的な学習等**を取り入れた学習の工夫
- **疑似体験的な表現活動**を取り入れた学習の工夫
- 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

6 校内における指導体制について

- (1) 校長の方針の明確化と道徳教育推進教師を中心とした**全教師による指導体制の充実**
- (2) 道徳科の特質を生かした諸計画の作成と計画的・発展的な指導
- (3) 道徳教育の全体計画作成における道徳教育の**重点目標**の設定と道徳科の指導方針、内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携方法の明示
- (4) 新たに改善・付加された内容項目等に基づく教材の整備と活用
- (5) 道徳科で用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、教材コーナーなどの設置等道徳科の授業実施のための環境整備
- (6) 計画の実施及び評価・改善のための体制の確立と校内の研修体制の充実
- (7) 「ふくしま道徳教育資料集（第Ⅰ集～第Ⅲ集）」の弾力的な活用の工夫

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して作成する。
- 全体計画の作成に当たっては、道徳教育の**重点目標**や各学年の指導の重点を明確にするなど、各学校の特色を生かした重点的な道徳教育が展開できるように創意工夫するとともに、各教科等との関連や道徳教育に関わる体験活動や実践活動、道徳教育の推進体制、家庭や地域社会等との連携のための活動等について、**別業**にして加える。
- 特定の価値観の押し付けにならないよう、**主体的かつ効果的な**学び方ができるような工夫をし、道徳科の特質を生かした学習指導の展開を図る。
- 道徳教育の日常の学級経営の中で、教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現することができる雰囲気醸成する。

8 道徳に関係する事業等

- 道徳教育指導者養成研修（中央指導者研修・ブロック別指導者研修）
- 道徳教育総合支援事業（福島県道徳教育推進協議会・道徳教育地区別推進協議会・道徳指導者研修会・「特別の教科 道徳」の実施に向けた地区別研修会）

外国語活動（小）

1 学習指導要領 外国語活動の目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

2 外国語活動新設の趣旨

- (1) 社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。
- (2) 現在、中学校において行われているあいさつ、自己紹介などの活動は、むしろ小学校段階での活動になじむものと考えられる。
- (3) 中学校外国語科では、指導において聞くこと及び話すことの言語活動に重点を置くこととされているが、同時に、読むこと及び書くことも取り扱うことから、中学校に入学した段階で4技能を一度に取り扱う点に指導上の難しさがある。
こうした課題等を踏まえ、小学校段階で外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることとした。
- (4) 外国語活動を義務教育として小学校で行う場合には、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である。
- (5) 外国語活動は、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なる。
- (6) 外国語活動は一定のまとまりをもって活動を行うことが適当であるが、教科のような数値による評価にはなじまない。

3 外国語活動新設の要点

- (1) 教育課程上の位置付け
 - ① 外国語活動として、第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35時間（週1コマ）の授業時数を確保した。
 - ② 英語を取り扱うことを原則とした。
- (2) 目標の要点
 - ① 外国語活動の目標をコミュニケーション能力の素地を養うこととし、中学校との連携を図った。
 - ② 外国語を用いて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に重点を置いた。
 - ③ 外国語活動の目標は、より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標とした。
- (3) 内容の要点
 - ① 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るための内容と、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めるための内容との二つとした。
 - ② 目標にある「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ」ことは、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせる内容の中に含めた。

4 授業改善のポイントについて

- (1) 目標と活動の整合性、指導と評価の一体化を図り、単元のゴールを明確にしなが**ら一単元で授業を設計**する。
- (2) 英語のブラッシュアップに努め、教室英語を多用した授業に努める。
- (3) 外国語でのコミュニケーションの楽しさを体験させながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成できるよう、学習活動や学習形態の関連を図る。
- (4) 授業内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫を図る。
- (5) ALTはもちろん、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々を効果的に活用する。
- (6) 語句や文の機械的な暗記により、コミュニケーションへの意欲や興味・関心を減じることのないように留意する。定着やスキル向上を主なねらいとした授業を展開しない。
- (7) 各学校に配付されている「**小学校版 新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科の授業実践事例映像資料**」の活用を図る。
 - ① **映像資料1（平成22年度全小・中学校に配付）**
 - ・5種類のテーマに沿った1時間ごとの授業
 - ・「英語ノート」を活用した授業
 - ・調査官による外国語活動の指導のポイントの解説
 - ② **映像資料2（平成24年度全小学校に配付）**
 - ・1単元分の授業
 - ・様々な指導體制での授業
 - ・Hi, friends!を活用した授業
 - ・インタビュー形式による授業についての授業者の振り返り
 - ③ **映像資料3（平成25年度全小学校に配付）**
 - ・Hi, friends! 2 Lesson 7 We are good friends. 本単元の特色

5 言語活動の充実について

- (1) 児童の発達段階や学習段階を踏まえ、「コミュニケーションの場面」や「コミュニケーションの働き」を意識した活動を組み立て、「中身のある相手を意識したコミュニケーション活動」を行う。
- (2) 「聞く」活動、「話す」活動、コミュニケーション活動等を中心とした活動を設定する。その際、英語に触れる（聞く）活動を十分に行った上で、「話す」活動を行うようにする。
- (3) 児童にとって「聞く」「話す」必然性のある場面を設定したり、児童が「聞きたい」「話したい」という意欲が湧くような題材や活動を設定したりするなど工夫する。
- (4) 外国語と日本語との違いや共通性から言葉の面白さや豊かさに気付いたり、言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さ、難しさを実感したりする活動を設定する。
- (5) ティーム・ティーチングを行う際には、ALT等との実効的な事前打合せを行い、授業のねらいや活動、役割分担等を明確にした上で、授業において柔軟に対応できるように努める。

6 評価方法等の工夫改善について

「小学校外国語活動における評価方法等の工夫のための参考資料-小学校-」国立教育政策研究所H.P.参照
「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」福島県教育委員会参照

(1) 指導と評価の計画の作成について

- ① 外国語活動の趣旨やねらいを十分に理解し、2学年間にわたる指導の見通しをもち、有機的につながりのある年間の指導計画と評価の計画を作成する。
- ② 'Hi, friends!'(以下「Hf」とする)を活用する場合、それぞれの単元の特色を把握するとともに、全単元における単元の位置付けや意義を明確にし、単元の指導計画を作成する。
〈'Hf1'を活用して指導する場合の例：単元名「Lesson 4 I like apples.」〉
○単元の特色—「初めて『文』表現に出会う」～この後、ほとんどの単元において「文」表現を扱い、「まとまりのある文」を扱う 'Hf2'のL. 5やL. 6へとつながる。
○指導と評価の計画（「Hi, friends!1指導編」「Hi, friends！」関連資料-文部科学省HP」参照）

時	目標・活動	評価				
		コ	慣	気		
1	日本語と英語の音の違いに気付き、好きなものや嫌いなものを表す表現を知る。 ○「先生の好きなもの嫌いなものを知ろう。」指導者が好きなもの・嫌いなものについて、日本語と英語の音の違いに注意して聞く。 ○「P」おはじゲーム ○「ミッシングゲーム」 ○「キーワードゲーム」 【C1】“I like apples.”			○ ○	・果物などの言い方について、日本語と英語では音が違うことに気付いている。 ・果物などの言い方について、日本語と英語では音が違うことに気付いている。	行動観察・振り返りカード分析 行動観察・振り返りカード分析
2	好きなものや嫌いなものを表す表現に慣れ親しむ。 【C1】“I like apples.” ○「キーワードゲーム」 ○「ジェスチャーゲーム」 ○「集中力ゲーム」 【L1】音声教材を聞いて、誌面の人物と好きなものを線で結ぶ。			○ ○	・好きなものや嫌いなものを表す表現を聞いたり、言ったりしている。 ・好きなものを表す表現を聞いている。	行動観察・振り返りカード点検 行動観察・誌面点検・振り返りカード分析

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 「参考資料」を参考に、外国語活動の評価についての理解を深めるとともに、Hi, friends!の活用にあたっては、文部科学省から提示されている年間や単元の指導計画の例を参考に、指導計画や授業のねらい、評価について自校化を図る。
- ② 外国語活動の目標—（実態に合わせて）単元のねらい・目標・内容の設定—評価規準の設定—活動・評価の場面・評価方法の設定—評価などの計画を練り、「評価のための評価」とならないようにする。
- ③ 単元や授業における評価規準の設定については、すべての授業ですべての観点について評価規準を設定し評価しなければならないというわけではなく、単元や授業の目標に沿ったものとする。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 学習指導要領の趣旨、学習評価の考え方、言語活動の充実等について理解を深めて、教育課程を編成する。
- 小学校学習指導要領解説「外国語活動編」に示されている「内容」「指導計画の作成と内容の取扱い」をもとに、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図れるように児童や地域の実態に応じて指導計画を作成する。
- 全教員が外国語活動の趣旨を理解し、外国語活動に関わるなどの全校体制で取り組む。
- 「小学校、中学校それぞれの教員が互いの取組について知り合う“情報交換”だけでなく、中学校英語科教員が参加しての交流授業など、「同じ時と場を共有して何かをつくり上げる“交流”」を通して、小中連携が進められるよう努める。

8 外国語活動に係る事業等

- 小学校外国語活動講座（県教育センター 研修）
- 英語担当教員指導力向上事業
- 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業
- 外国語指導助手の指導力等向上研修

総合的な学習の時間（小・中）

1 学習指導要領 総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

2 総合的な学習の時間改訂の趣旨

- (1) 総合的な学習の時間の課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。
- (2) 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総合的な学習の時間の趣旨等について、総則から取り出して新たに章立てをする。
- (3) 教科においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得やその活用を図るための時間を確保することを前提に、総合的な学習の時間と各教科、選択教科、特別活動のそれぞれの役割を明確にし、これらの円滑な連携を図る観点から、総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にするよう改善を図る。
- (4) 学校段階間の取組の重複の状況を改善するため、子どもたちの発達の段階を考慮し、各学校における実践を踏まえ、各学校段階の学習活動の例示を見直すとともに、学校段階間の連携について配慮し改善を図る。

3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
 - ① 総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示し、この時間において育成する児童生徒の資質や能力及び態度を明確にした。この目標は、従前のねらいを踏まえながら、これまでも大切にしてきた「**探究的な学習**」を行うことや、「**協同的**」に取り組む態度を育てること等を明確にした。
 - ② 国が示す目標を踏まえ、より具体的な目標は各学校において定めることを明確にした。
- (2) 内容の取扱いの改善
 - ① 探究的な学習としての充実
 - ・ 総合的な学習の時間と各教科等との役割分担を明らかにし、**総合的な学習の時間では探究的な学習としての充実を目指している**。
 - ・ 例示されている国際理解や情報に関する学習、職業や自己の将来に関する学習を行う際にも、「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して」と示し、体験活動だけで終わることや知識技能を一方的に教え込むだけの学習活動ではないことを明確にした。
 - ② 学校間の取組み状況の違いと学校段階間の取組みの重複
 - ・ 学校間の取組み状況の差を改善するために、育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示した。例示の視点として「学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかわりに関することなど」とし、各学校において設定する育てようとする資質や能力及び態度が一層明確になるようにした。
 - ・ 学校段階間の取組みの重複を改善するために、小学校では「地域の人々の暮らし、文化と伝統に関する学習活動」、中学校では「職業や自己の将来に関する学習活動」を例示として加え、児童生徒の発達に応じた適切な学習活動が展開されることを目指した。
 - ③ 体験活動と言語活動の充実
 - ・ 体験活動を行うことで学習を一層充実したものにするよう、内容の取扱いにおいて、「問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること」とした。
 - ・ 問題の解決や探究活動の過程においては「**他者と協同して問題を解決しようとする学習活動**」や「言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」とし、体験活動と言語活動を共に充実させることを示した。

4 授業改善のポイントについて

ポイント1 児童生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 各教科等で身に付けた資質や能力を、実社会や実生活で活用していくことができるような、単元や教材を開発したり、精選したりする。
- 各学校段階における児童生徒の発達に応じた適切な学習活動を展開するとともに、各学校段階における学習内容についても連携を図る。

ポイント2 探究のプロセスを大切に学習過程の位置付け

- 探究のプロセス「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」を単元や授業の中で繰り返し設定していく。
 - ・ これまでの考えとの「ずれ」や「隔たり」を感じさせ、課題を明確にさせる。
 - ・ まとめたり表現したりして振り返り、学習の意味や価値に気付かせる。

ポイント3 他者と協同して課題を解決する学習活動の設定

- 多様な考えと関わり、学習の質を高める協同的な学びを重視する。
 - ・ 多様な情報を交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりする場を設定する。
 - ・ 異なる視点から検討していく話し合いや意見交換の場を設定する。

5 言語活動の充実について

＜問題解決や探究活動の過程における「言語活動」の適切な位置付け＞

ポイント1 言語活動の内容の具体化と目的に応じた言語活動の選択

【集めた情報の言語による分析の例】

- ・ 共通点と相違点に分けて分類する。 ・ 時間軸に沿って並べたり、原因と結果に分けたりする。
- ・ 変化や結果を予測したり、現実社会の事象に当てはめたりする。

【まとめたり表現したりする活動の例】

- ・ 分析したことを論理的な文章やレポートに書き表す。
- ・ 目的に応じて、プレゼンテーションやポスターセッションなど多様な形式を設定する。
- ・ 卒業論文としてまとめたり総合表現として演じたりする。

ポイント2 言語活動を活用して協同的な学習の実現を図る。

【学習内容の共有化や発展につなげる活動】

- ・ 発表の際の聞き手の工夫（問題点に気付かせる「よい質問」や自分との比較）
- ・ 発表後の相互の助言や自己評価の工夫

6 評価方法等の工夫改善について

参照：総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）

(1) 指導と評価の計画の作成について

評価の観点については、下記の3つの種類の例示を参考に各学校で定める。

- ① 学習指導要領で示された総合的な学習の時間の目標に基づいた観点
- ② 学習指導要領に示された「学習方法に関すること」「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って定めた資質や能力及び態度に基づいた観点
- ③ 各教科の評価の観点との関連を明確にした観点

単元の評価規準を設定する際には、学習活動との関連において、各観点に即して期待される児童生徒の姿を想定し、下記の手順に沿って具体的に設定することが考えられる。

- ① 各学校の総合的な学習の時間の全体計画を基に、単元で実現が期待される「育てようとする資質や能力及び態度」と「内容」を設定する。
参考：「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編、中学校編）」（文部科学省）
- ② 各観点に即して実現が期待される児童生徒の姿が、単元のどの場面のどのような学習活動において、どのような姿として実現されるかイメージする。
- ③ 実現が期待される児童生徒の姿について、実際の学習活動の場面を想起しながら、「育てようとする資質や能力及び態度」と「内容」に照らして、具体的に記述する。

＜単元の評価規準の具体例＞ ※「学習方法」「自分自身」「他者や社会とのかかわり」などの視点を踏まえて設定した資質や能力及び態度に基づいた観点の例

評価の観点	学習方法		自分自身	他者や社会とのかかわり
	課題設定	思考・分析	自己理解	他者理解
単元の評価規準	ウェブングを使って「そば」に関する一年を見通した学習活動を構想し、KJ法的手法を使って課題を設定している。 【○-○、○-○】	栽培活動の中で生じた課題を解決するために、互いの考えを比較したり関連付けたりしながらより適切な解決策を見いだしている。 【○-○】	そばづくりを通して活動してきたことを振り返り、自分のがんばりやできたことに気付いたり、健康食としてのそばに興味をもったりしている。 【○-○、○-○】	そばづくりを通して生じた様々な課題を解決するために、他の児童や地域の方などの意見などを積極的に取り入れている。 【○-○】

単元の概要等で示した「単元で育てようとする資質や能力及び態度」、「内容」との関連を記号等で示しておくことよ。

(2) 指導に生きる評価の進め方

- 評価規準については、単元で育てようとする資質や能力及び態度と内容の全項目が網羅されるよう、観点に即して必要に応じて組み合わせるなどして設定する必要がある。
- 育てようとする力を適切に見取るために評価の場面や評価方法についても検討し、指導と評価の計画等に学習活動の展開に沿って明示しておくことが大切である。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 総合的な学習の時間の学習を探究的な学習として改善を図り充実させることが大切である。
- 【課題の設定】…教師の意図的な働きかけを工夫し、学習対象との関わり方や出合わせ方を工夫する。（体験活動の対比、資料の比較、KJ法、ウェブング等で切実感のある課題の設定）
- 【整理・分析】…多様な方法で収集した情報を整理・分析して思考する活動へ高める。（グラフ、マップ、座標軸入りワークシート、ベン図、ビフォー・アフター等で整理分析）
- 【まとめ・表現】…伝えたり、考えをまとめたりして学習を質的に高める。（振り返りカード、地域住民への報告、プレゼンテーション、パンフレット等による表現）

特別活動（小・中）

1 学習指導要領 特別活動の目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。【小学校】
望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。【中学校】

2 特別活動改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会の答申に示された特別活動の課題を踏まえて行われた。

【特別活動にかかわる課題】

- 特別活動の充実が、子どもたちの資質や能力の育成に十分つながっていない。
- 小1プロブレム、中1ギャップなど集団への適応にかかわる問題がある。
- 集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力が不足している。
- 自分に自信がもてず、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分である。

3 改訂の要点

【小学校】

- (1) 特に、社会に参画する態度や自治的能力、よりよい人間関係を築く能力の育成を重視し、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直した。
- (2) 全体の目標を改善し、各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に目標を示した。
- (3) 指導方法や教材を工夫しながら重点的な指導ができるように、発達に即した内容を示した。
- (4) 体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動の一層の充実を示した。
- (5) 体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視することを示した。

【中学校】

- (1) 特別活動のねらいや意義の明確化
よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視するとともに、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を改善した。特に、各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容を通して育てたい態度や能力を特別活動の目標を受けて各内容の目標として新たに示した。
- (2) 生徒の発達段階や課題に即した活動の充実
義務教育としての系統性を踏まえ、小学校における特別活動の指導との接続・発展を重視した。特に、生徒の発達の段階や課題に即した内容を明確にする観点から、中学校生活への適応、好ましい人間関係を築き社会性を育成するための体験活動、生活を改善する話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などの充実を図った。
- (3) 各内容間の関連、他の教育活動との有機的な関連の重視
生徒の資質や能力の育成に十分つながるよう、全体計画と各内容の年間指導計画を作成して指導の充実を図ることを明確にした。また、特別活動においても、各教科、道徳、総合的な学習の時間などの指導との有機的な関連を図ることを重視し、各学校の教育活動の一層の充実を目指した。

4 活動改善のポイントについて

(1) 重視したい特別活動の実践課題

- ① 話し合い活動の充実 → 「5 言語活動の充実」参照
 - ② 体験活動の充実
 - 実践上の課題
 - ・ 体験活動の場や機会の確保
 - ・ 体験活動の質の向上
 - 課題解決のために
 - ・ ねらいの明確化
 - ・ 3年間を見通した計画作成（関連付け、重点化）
 - ・ 目標の達成のために必要な時間の確保
 - ③ 道徳的実践の指導の充実 → 道徳との関連の意識化
 - 道徳の時間は「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成」、特別活動は「道徳的実践の場」
 - ④ 生徒指導の機能の充実
 - 生徒指導充実のためのポイント
 - ・ 児童生徒へ存在感を与える。
 - ・ 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の共感的な人間関係を育てる。
 - ・ 自己決定の場や機会を多く設定し、自己実現の喜びを味わうことができるようにする。
- 活動の内容や場面も多様で、各学校の創意工夫の余地が広い特別活動では、上記ポイントを踏まえた指導・支援を効果的に位置づけることができる。

(2) 各活動・学校行事の内容改善のポイント

【学級活動】

- 小、中学校とも「内容」の特質や発達の段階に即した話し合い活動を充実させ、学級としての意見をまとめる集団決定や自己の問題の解決方法を定める自己決定ができるようにする。

【児童会・生徒会活動】

- 児童会活動の3つの内容及び生徒会活動の5つの内容の特質に応じて、児童生徒の自主的、実践的な活動が効果的に展開され、充実感や存在感を味わわせるようにする。

【クラブ活動（小学校）】

- 「クラブ活動」の3つの内容を指導計画に明確に位置付け、自治的・自発的な活動が効果

的に展開され、人間関係を形成する力が養われるようにする。

【学校行事】

- 学校行事における体験活動と各教科、道徳、(外国語活動及び)総合的な学習の時間などの学習活動との関連を図る。

(3) 特別活動指導資料の活用

- 「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(平成25年7月国立教育政策研究所)
- 「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)」(教員向け指導資料)
(平成26年7月国立教育政策研究所)
- 「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(教員向けリーフレット)(平成26年7月国立教育政策研究所)
- 「学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)」(平成28年3月国立教育政策研究所)

5 言語活動の充実

特別活動の目標を実現していくために、特に次のような言語活動を重視したい。

- (1) 集団として意見をまとめる(集団決定をする)ための話し合い活動
 - 一人一人が目的意識をもって意見を述べ合い、考えを深め合うことができるようにする。
- (2) 自己の生き方について考えを見定める(自己決定する)ための話し合い活動
 - 問題や議題を自分のこととして捉え、自分の考えや意見がもてるようにする。
- (3) 実践活動や体験活動を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動
 - 「集団及び自己決定」→「実践」→「振り返りと発表」といった学習サイクルを重視する。
- (4) 同年齢や異年齢の人たちとの交流活動
 - 交流の目的を共有し合い、全員の総意で活動計画を立て、実践することを重視する。
- (5) 時と場に応じたあいさつや言葉遣い等、実生活で役立つ言語に関する活動 等
 - 学校全体で目標を共有し合い、発達段階に応じた活動を明確にする。

6 評価方法等の工夫改善について

(1) 指導と評価の計画の作成について

評価規準を設定するに当たっては、学習指導要領に示す目標に照らして、自校の特別活動の現状を見つめ、それを踏まえて「育てたい力」を考えることが必要である。

- ① 学習指導要領の目標と内容及び児童・生徒の実態等を踏まえ、各内容、学校行事の目標を設定する。
- ② 各内容、学校行事の目標に準拠して評価するために観点別に評価規準を設定する。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の「評価規準に盛り込むべき事項」「評価規準の設定例」を参照する。)
- ③ 評価規準を「指導と評価の計画」に位置付ける。(国立教育政策研究所教育課程研究センター「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料(小学校)(中学校)」、福島県教育委員会「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」を参照する。)

(2) 指導に生きる評価の進め方

- ① 評価の手順
 - ・ 責任と役割の分担
 - ・ 指導と評価の計画作成
 - ・ 基礎資料の収集
 - ・ 好ましい情報は本人や担任へ
 - ・ 収集した資料をもとに総合的に判断、評価
 - ・ 評価結果は指導や評価体制の改善へ
- ② 評価体制の確立
 - ・ 評価に関する全教師の共通理解を図る。
 - ・ 多くの教師による評価結果を反映させる。
- ③ 指導と評価の計画の作成
 - ・ 内容のまとまりごとに評価規準を設定する。
 - ・ 事前・本時・事後の活動計画の中に、設定した評価規準を活動場面における具体的な児童生徒の姿として示した「目指す児童生徒の姿」を明示するなどの工夫をする。
- ④ 多面的、総合的な評価の工夫
 - ・ 教師による観察を中心としながら、質問紙法、チェックリスト法、児童生徒による各種記録の活用など、評価方法の特質を十分に吟味し、評価の妥当性、信頼性に配慮する。
 - ・ 児童生徒の「自己評価」、「相互評価」を参考資料として効果的に活用する。
- ⑤ 評価機会の設定
 - ・ 事前・本時・事後などの一連の活動過程や年間の活動を通して、全ての評価の観点の評価資料を得ることができるようにする。
 - ・ 補助簿を活用するなどして、一定期間に得られた評価資料をもとにまとめて評価するなど、効果的で効率的な評価となるよう配慮する。

7 教育課程編成・実施上の留意点

- 各学校の特別活動のねらい(育成を目指す資質や能力)の明確化を図る。
- 年間の時数を示していない児童会・生徒会活動、学校行事も含め、ねらいを達成するために必要な(授業)時数を確保する。
- 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画の確実な実施と改善を図る。
- 学習指導要領の改訂のポイントを踏まえた指導の充実を図る。
- 新しい学習評価及び指導要録の改善を踏まえた評価の在り方を検討する。
- 東日本大震災に係る特別活動の取組として、放射線教育や防災教育及び安全教育の充実を図る。